

第13回軽米町議会定例会平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

平成28年12月12日(月)

午前10時00分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1 号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 軽米町自然のめぐみ基金条例
- 議案第 7 号 平成28年度軽米町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第 8 号 平成28年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 9 号 平成28年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第10号 平成28年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第11号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

○出席委員（13名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君		

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	藤 川 敏 彦 君
教 育	長	菅 波 俊 美 君
総 務 課	長	日 山 充 君
税 務 会 計 課	長	山 田 元 君
町 民 生 活 課	長	中 野 武 美 君
健 康 福 祉 課	長	於 本 一 則 君
産 業 振 興 課	長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課	長	新 井 田 一 徳 君
監 査 委 員		瀧 澤 英 敬 君
教 育 次 長		佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		日 山 充 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長		川 原 木 純 二 君
水 道 事 業 所 長		新 井 田 一 徳 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長		平 俊 彦 君
総 務 課 担 当 主 幹		吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹		戸 田 沢 光 彦 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹		福 田 浩 司 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹		坂 下 浩 志 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹		小 林 浩 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大村 税君） それでは、ただいまから平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。

この委員会は、本日から14日までの3日間の予定です。皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は12人でございます。本田委員は少し遅刻するという旨の連絡がございました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第11号までの11件であります。

本日の議案審議の進め方についてお諮りいたします。議案第1号から議案第11号まで、議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後、討論、採決とすることにいたしたいと思っております。また、本委員会では議案番号順に、議案1件ごとに提案説明後、審議したいと思っておりますが、このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

（午前10時00分）

◎議案第1号の審査

○委員長（大村 税君） それでは、議案第1号を議題といたします。

議案第1号の説明を求めます。

総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本会議場のほうでも概要については説明申し上げたところでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う一部改正を行うものがございます。

議案のほうの条文が非常にわかりにくいということで、簡単に主な改正点を本会議場ではご説明申し上げたわけですが、1点目としましては法律上の親子関係に準ずる子にも育児休業の範囲を拡大しようとする措置するもの。2点目としましては、介護休暇につきましては現在は6カ月の範囲内で取得することができるわけなのですが、それを月ごとに分けて3回まで分割することができるようになることと、それから3点目としましては1日単位で取得できる介護休暇を時間単位で取得できるように改正するものがございます。

説明は簡単ですが、以上でございます。

○委員長（大村 税君） 議案説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 趣旨は了としますけれども、軽米町におけるそういう該当というのは、今のところとか過去とか、過去の場合はよくわからないかもしれないけれども、そういう対象とかというのは捉えていますか。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 古館委員のご質問にお答えします。

育児休業に関しましては該当がこれまでもありませんし、現時点では見込まれておりません。介護休暇につきましても、現在介護休暇取得している職員はございません。ただ、今回の改正によって時間単位でも取得できるようになりますので、場合によっては有効に親等の介護に当たれるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 次の議題に入ります。

◎議案第2号の審査

○委員長（大村 税君） 議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第2号は、これも同じく、先ほど申し上げました法律の改正によりまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。今回の改正によりまして、地方公務員の育児休業等に関する法律に、新たに条例で定める者を規定しなければならないということで、これは厚生労働省のほうから案として出されているのですけれども、ちょっと本当に特殊な例を想定したもので、親権者、里親となる者が児童福祉相談所から里親にしたいということで、施設入所等をさせる場合があるのですけれども、その場合に実の親、要は里親ではない本当の親がそれに異議を申し立てたときに預けられないという事態が生じます。そのときに、里親になる方が育児休業をとることができるという規定をこの条例の中に定めようとするものでございます。条文があちこち飛んで、非常に理解しがたいのですが、具体的に言えばそういうことでございます。里親に対して、実の親が異議を申し立てた場合の措置をしようとするものでございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑を終わります。

◎議案第 3 号の審査

○委員長（大村 税君） 次に、議案第 3 号を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第 3 号は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

第 1 条では、岩手県人事委員会勧告にあわせまして、特別職の 1 2 月期の期末手当の支給率を 1 0 0 分の 1 5 5 から 1 0 0 分の 1 7 0 に改めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の適用に伴いまして、教育委員会委員長に関する規定を廃止しようとするものが第 1 条でございます。

第 2 条につきましては、第 1 条で定めました期末手当の支給率を 6 月期と 1 2 月期に均等に支給するように改めようとするものでございます。

説明を終わります。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

古舘委員。

○1 2 番（古舘機智男君） 議案第 3 号、第 4 号共通するのですがけれども、今も説明ありましたけれども、諸般の情勢に鑑みというのは人勧ということとか、どのように捉えれば。改正の理由には共通して書いてありますけれども。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） ご指摘のとおり、人勧を鑑みということでございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないようですので、議案第 3 号を終わります。

◎議案第 4 号の審査

○委員長（大村 税君） 議案第 4 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第 4 号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、内容は議案第 3 号と同じでございますが、1 2 月

期の期末手当の支給率を100分の170に改め、第2条では平成29年4月1日から期末手当を6月期と12月期、等分に改めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 議案第4号の質疑を終わります。

◎議案第5号の審査

○委員長（大村 税君） 議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第5号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容は、第1条で、軽米町にはこれがないわけなのですが、以前の関係から医師等の給料表もでございます。その関係で、医師等の初任給調整手当について41万3,300円を41万3,800円に改め、12月期の一般職の勤勉手当の支給率については100分の77.5を100分の92.5に、再任用職員の勤勉手当の支給率については100分の37.5を100分の42.5に改めるとともに、別表第1及び第2の給料表を改定しようとするもので、金額につきましては一番安い人で400円から、一番高い人で1,500円、月給として上げるということでございます。

それから、第2条では平成29年4月1日から扶養手当の額を平成31年度までの間に順次改正するものでございます。具体的には、現在配偶者の扶養手当については1万3,000円でございます。それから、子供、それから父母等については6,500円となっておりますが、平成29年度は配偶者1万円、子供8,000円、父母等につきましては変更がありません、6,500円となります。それから、平成31年度には配偶者が6,500円、子供が1万円、最終的に配偶者6,500円、子供1万円としようとするものでございます。

それから、第2条の関係では特別職及び議員の皆様と同じように、平成29年度からは6月期及び12月期の支給率を等分に改めるというものでございます。

議案第5号については以上でございます。

○委員長（大村 税君） 提案説明終わりました。

質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 2点ばかり。この表の中の17分の9ページというところの備考のところですが、栄養士その他町長が定める医療技術員という言葉がございませぬけれども、栄養士は栄養士として当てはまるとは思いますが、栄養士のほかにここで言う医療技術員というのは、現在の軽米町の職名としてはほかに当てはまるような職の方がいるのかどうか。

あわせてもう一つ。17分の13ページの備考ですが、この表は診療所等に勤務する保健師、看護師及び准看護師に適用するという、ここで言う診療所等ということをしてどのような対策をされているのか。去年も同じようなことをちょっとお伺いしていたような気がするのですが、きちっとした回答を得られていないというふうに感じていましたので、その2つの点、お願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 医療職給料表の（2）につきましては、栄養士だけでございませぬ。

それから、（3）につきましては、今現在軽米町で診療所等がございませぬ。したがって、本庁で勤務している保健師及び看護師にこの給料表を該当させております。等は、診療所がない場所での勤務というふうに解釈していただければいいのかなと思いがせぬけれども。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 診療所等は実際、以前であれば晴山診療所があったと思いがせぬけれども、想定されるのは多分保健センターとか、そういう現場というふうな考え方の医療職の給料表かなというふうには私は解釈していたわけですが、ただこれまで何十年と軽米の場合は、かつては保健課、今であれば健康福祉課という、本庁の行政課としての勤務の中で仕事をしていただいていると思いがせぬけれども、ここにある給料表、あえてこれを、現状に合わないものをこうやっておく必要があるのかなというふうには感じたものですから。去年の質問の中でも保健師が管理職になった場合はどうするのよと、どっちの給料表を使わせたのかというふうなことを聞いたときに、曖昧な答えだったような気がしているのですが、というのは、若い最初のうちは医療職のほうが給料は高いけれども、年数を経ていくと逆に一般職のほうが高くなるよというふうな説明をされていたと思いがせぬけれども、そういうことを考えてみればあえてこの備考のところをなくすというか、医療職をなくして、一般職に全部してしまっただうかなというふうな、そのほうがわかりやすいかなというふうには感じたものですから。

もう一つは、先ほど栄養士等の医療技術員とかというふうな関係ですが、今結構ふれあいセンターとか健康福祉課の人たちを見ていると、主事とか、そういう職名だけではなく、例えば国家資格を持った職名の方々も、栄養士、保健師のほ

かにかなりいらっしゃるようですけれども、その辺のところも現状に合わせて考えていく必要があるのではないかなと。例えば社会福祉士というふうな方も資格をちゃんともって、その資格で採用したというふうなこともあるようですし、その辺のところも専門職として扱うのであれば、栄養士だけが専門職で、社会福祉士が一般職で専門職ではないよということはちょっとバランスに欠けるのではないかなというふうに思ったものですから、国家資格のところでは給料表のことだけだと思っておりますけれども、その辺のところも現状に合わせて見直す必要があるのかなというふうに感じたものですから、発言させていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 中村委員のご指摘の趣旨もわからないではないのですけれども、軽米町で独自に給料表を作成することが難しい状況でございます。今回の岩手県の人事委員会の人勧の給料表等、参考とさせていただいて、うちのほうではそのまま準用させていただいておりますが、職区分は県が定めている職区分に当町の職員の職を当てはめているという状況となりますので、岩手県の人事委員会なり、そういうところから問い合わせを行いまして、そのようなことがもし可能であるのかどうかについては確認させていただきたいと思ひます。したがいまして、現在の医療職給料表（1）は、これ医師の給料表でございます。はっきり言って軽米町では現在該当する職員がいないという状況にありますけれども、同じような人勧の給料表をそのまま使わせていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（大村 税君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑がなければ、議案第5号を終わります。

それと、申し述べないで申しわけありませんでしたが、委員会の資料要求が11件出ておりますが、その11件の中で関係する款ごとに説明を受け、質疑を受けたいと、このように思ひますが、よろしいですか。

○2番（中村正志君） その資料に関して、いいですか。私、資料の中で議案に関係したもの以外なのか、議案の中に何か入っているのかどうかというのを含めて、資料のナンバー1の1、ナンバー1の2というのがそれなのですけれども、私新聞報道を見て、軽米が採択された2つの事業の内容をちょっと資料として提供してほしいということで、ただこれが議案の中に入っているのかどうかはわからなかったもので、だからその辺のところ、議案の中に入っているのであれば議案のときに説明していただければいいし、なければどこかで別な時間とっていただければと。

○総務課長（日山 充君） では、最初に議案に入っているか入っていないかでございますけれども……

○委員長（大村 税君） 今の中村委員のご答弁を、総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 中村委員からのご質問にお答えしますけれども、今回の議案の中には入ってございません。ただ、制度的には、皆さん新聞を読むと大変誤解を受けるような新聞の記載内容だったと思いましたので、私のほうからは委員の皆さんにはその内容についてご説明したいとは思っておりましたが、どの場面でやるかにつきましてはご指示いただければと。

○2番（中村正志君） 進行に合わせて委員長にお任せします。

○委員長（大村 税君） では、今議題に出ましたので、今総務課長より説明をしていただければと思いますが、よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） では、総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 新聞のほうに地域再生計画が認められたということで載りましたけれども、これは実はふるさと納税の企業版がございますが、その企業版はもらったものを軽米町が勝手に使えるというものではございません。実は企業版ふるさと納税をもらえる可能性があるところは、企業版ふるさと納税をもらったものを何に使うかを国から認可を受けなければならないということになっています。ですから、この計画、そのために軽米町がふるさと納税を受けた場合にこういうふうな使い方をしますということで計画を策定し、この前国から認可されたものでございます。

1つはいきいき子育て支援プロジェクトということで、こちらはかるまい交流駅の建設に係る事業の中に子育てに係る部分の内容がございますので、そちらにふるさと納税の企業版を使いたいということで国に申請したものでございます。

それから、もう一つのほうの雇用創出プロジェクトに関しましては、こちらは廃校舎を活用した野菜工場の建設のほうにこのふるさと納税を使いたいということで申請し、認めていただいたものでございます。

ただ、誤解がないようにしていただきたいのは、この中で事業費が書いてございます。これはあくまでも建物なりなんなりに対する補助金なり、これでは建物の取得費とかをそのまま載せてございますが、ふるさと納税の企業版の寄附額がその分来るということではありません。その事業の中に例えば1億円の事業に対してふるさと納税の企業版からの寄附が3,000万円あれば、1億円の中の3,000万円として充てることができるということの中身になりますので、新聞報道によると、もうその分お金が来るのではないとか、その分使えるのではないかというふうな感じに受け取った方もたくさんいらっしゃるのではないかと思いますけれども、あ

くまでもふるさと納税の企業版の部分についてはもらった分しか入りません。

なおかつ、これは当然歳出と歳入については議会の議決を経て予算措置してから行わなければなりません。軽米町でも歳出が発生して初めて寄附金がいただけるという流れになります。ですから、支出しない限りはふるさと納税の企業版のお金は、寄附はもらえないということになります。

ちょっと説明の仕方が悪くて大変申しわけないのですが、流れとすればそういうふうな形になりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい、ありがとうございます。

○委員長（大村 税君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 課長から説明を受けましたが、ナンバー1の2の資料の説明いただきましたが、実は課長おっしゃるように、デーリー東北に載ったものだけか日報がちょっとわかりませんが、大変と地元では反響が大きくて、なおかつ組織の例えば今後利活用、地域で核となるかつての学校だったのが中心的な、今でもそういう地域の役割を担っているのですが、年2回草を刈ったり除草をやったりして、夏はイベントを開催してと、とにかく何か機会があればあいている校舎を今まで以上に活用しようという、そういう熱心な地域の方、そういったこれから今後どのように活用していくかというような検討の委員会を設置しながら、今も解散しないでずっと続いているわけです。

その地元の検討委員会のトップから私に電話来ました。この新聞何だと。だから、これは役場の説明聞かないとどうなっているのか私もわからないし、私は情報不足で大変迷惑をかけたけれども、真実、事実を聞かないと何とも説明のしようがないというようなことで、とにかく余りかたくなに判断しないで、ちょっと待ってくれと、私も役場のほうから問い合わせして聞いた経緯があります。その数字が載ったものだから、大きな勘違いも、地域の活性化の検討委員会みたいなのを当てにしながら、役場主導でいいのだなというような感も持ったようです。だから、もしかすればその受け皿となる現地法人みたいなのももう水面下で進められているのかなと。ある面で私も言われました。議員だからあなたもそういう部分を知っていて、そういう部分に入っているのではないかというような感じの。今ちょっと推測は悪い印象を持たれましたが、今後は私は質疑というよりも、意見としてしゃべりたいのですが、こういう情報というのはやっぱり慎重に取り扱っていただきたいなど、そう思います。また、いろんな情報は組織の、地元の検討委員会のトップが知らないで、話題が脇から出てくるというみたいなこと、大変と遺憾に感じるようです。担当は出向いて説明はしたようですけれども、完全に納得はまだしていないという感があります。こういう部分については大変と大事な部分です。よろしくお願ひした

いと思います。そのことを担当課はもちろんですし、町長にもお願いしたいなと思っていました。そういう意見です。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 先ほど課長から説明がありましたように、大変誤解を招くような記事が載ったというようなことで、大変そういった誤解を受けていらっしゃる方もあるようでございます。こういったことに関しましては、しっかりと地元におろして、地元のさまざまな了解等を得ながら、そして決定してまいりたいというふうに思っておりますので、あくまでも今回のこの事業はいろんな形で、今企業誘致と申しますか、地域の活性化、雇用の拡大等、私もいろんな面で考えてございますが、そういった中での下地づくりと申しますか、そういったことでございますので、決定のプロセスに関しましては必ず地元の方々とご了解、お話、説明申し上げながら決定していきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○11番（細谷地多門君） はい。

○委員長（大村 税君） あとありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） ちょっとわからないのでお聞きしたいのですけれども、先ほど総務課長が事業の支出がないと寄附金を受けられないという言い方されましたけれども、企業版ふるさと納税というのを私も良く理解していないのですけれども、軽米では次の議案のめぐみ基金とのかかわりはないのですか。太陽光等の関係で企業等から寄附をいただくということを想定しているのかなというふうにちょっと感じるのですけれども、その辺はどんなものですか。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 太陽光発電等で寄附をお願いしているものについては、企業版ふるさと納税の制度を使わないでもらっている基金で、ふるさと納税というのは、企業はふるさと納税の企業版をやると減税になるのですが、減税をするかわりに国ではちゃんと用途を明確にした計画を立てて、それに寄附金をもらいなさいという制度でございます。減税の措置を受けないのであれば、企業は幾らでも寄附ができますし、もらう側でも国に一々説明して了解をもらって使うということにはならないのですけれども、ふるさと納税の企業版につきましては寄附した企業が減税措置を受けられるということがありますので、国が関与してくるわけですが、何にでも使ってもいいよということにはならない。ですから、企業版ふるさと納税を受ける下地とするために、私たちは財源が補助金とかそういうふうなのにはないものに充てたいということで、現在交流駅等の建物とか、それこそ企業誘致の場合の補助金だと

か、そういうふうなのは国からの補助金とか県補助金というのが使えないものだから、そういうようなものに充てていきますよということで今回の計画をつくって、その寄附金を受けるための受け皿をつくったというのが今回の計画でございます。ですから、これやると、もうこれやるんだというふうに確かに理解されてしまうような記事の内容だったなと思っているのですけれども、実は今回は寄附を受けるための受け皿のための計画をつくって、それが国から認めていただいたということでございますので、その辺はちょっと誤解があるのだらうなというふうに、私も新聞読んでいて、ちょっと中身が問題がある書き方だなとは思いましたけれども、そんなことでございます。

○委員長（大村 税君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 済みません、委員長。新聞報道の関係を全然知らないものだから、話聞いていても、やっぱり資料として話題になっているその新聞を……

○2番（中村正志君） 私は、ただ採択されたというだけの話……

○12番（古館機智男君） 資料見ている人はわかると思うのだけれども、論議がお話してもよくわからないので、どういう記事かというのをやっぱり委員の皆さんに配付していただきたい。でないとよくわからないので。そうすれば話が……

○2番（中村正志君） それで、今確認。企業版ふるさと納税のことで、太陽光とはまた別だよということで、ということは国の認可もらわないとその事業は進めないのだと。どこかの企業が軽米町に寄附したいよというふうにするのなのか、企業がどこかに寄附したいからと国のほうにやるのか、国がこういう事業を受けたところに配付するという、どっちなのか。もし軽米町ということになれば、これから軽米町はいろんな企業に働きかけをしなければならぬのかなというふうにも感じたりしたのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○委員長（大村 税君） 答弁、総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 企業版ふるさと納税は町が受けます。計画をつくらなければ受けることはできませんけれども、こういうふうな計画をつくった市町村については、どこの企業からでも受けることができます。ただ寄附してくださいということで単にお願いしても、関連がない企業は多分してくれないと思います。私たちのほうでは、今めぐみ基金のほうでも寄附を受けようとしていますけれども、それ以外にも企業版ふるさと納税にお願いしますということでトップセールス等をやっているというふうな状況でございますので、その方々から約束というわけではございませんが、そちらのほうも考えますよという話をさせていただいているので、この計画をつくっているということでございます。

○2番（中村正志君） はい、わかりました。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○ 2 番（中村正志君） はい。

○委員長（大村 税君） では、先ほど古舘委員から今議題になっている、それから質疑をお受けしているところについての情報紙の確認をしながら、資料を求めて議論したいというようなことがございましたので、今資料を印刷して配付するということ……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（大村 税君） では、休憩していいですか。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 37 分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

◎議案第 6 号の審査

○委員長（大村 税君） それでは、議案第 6 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） それでは、議案第 6 号の軽米町自然のめぐみ基金条例の提案理由を申し上げます。

本会議場でもご説明しておりましたが、軽米西山太陽光発電所が 8 月から売電事業を開始しております、売電事業者からの地域貢献の一環として、町に対しまして売電収入の一部を寄附していただけることから、売電事業者からの寄附金を農林業の健全な発展に資する施策及び地域活性化対策の推進に要する経費の財源に充当することとし、各種事業の運用に当たり基金として積み立てるため、基金条例を制定しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

古舘委員。

○ 1 2 番（古舘機智男君） お伺いします。先ほどの企業版のふるさと納税の関係もありますけれども、これに限ってお聞きしたいのですけれども、1 つは基金の管理の関係でお聞きしたいと思います。一般的にいろんな軽米町の基金がありますが、この中では軽米町の決算を見れば、現金、あとは不動産とかというのはありますが、ここでは有価証券にかえることができるとあります。やっぱり大事な基金の関係で、年金を株式投資に使うとかというのが 1 つの大きな話題にもなっていますけれども、基本的にここで最も確実な、有利なといっているけれども、そういう絶対的なもの

は有価証券にはありませんので、あえてここに有利な有価証券にかえることができるという項目を入れたのは、その理由をまず聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど山本委員からも言われましたけれども、この協定書を見れば年間300万円ということを書いてありますが、その条件の中には例えばいろんな条件に合って、自分たちの本体が事業を終了したときにはその年度内にやめるというような、その後の補償とかなんかというのは、協定書も含めて安定した収入がどうなるのかというのについて、その2点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 古舘委員のご質問なのですが、1点目の管理の関係でございますが、基金条例の第3条第2項、基金に属する現金ということで、必要に応じてとありますが、これは役場内の基金条例の一般的な条例でございます。今回の基金につきましては有価証券にかえるということではなく、預金として、現金として管理しようと考えております。

それから、協定書のほうでございますけれども、事業の途中で中止とか、それから第三者への譲渡とか、そういう件も考えられますが、この制度的に、固定価格買い取り制度につきましては、事業というのは歳入のほうにつきましては制度のほうで売電収入が確実に入ると、そういう中で銀行団とか出資者のほうなのですが、事業者のほうに融資しておりますので、倒産という確率はまずないわけなのですが、万が一倒産ということになりますと金融機関のほうで企業を継続するという内容になっております。それで、事業者のほうは合同会社ということになっておりますけれども、この合同会社につきましては本体、プロジェクトの主たる事業者なのですが、例えばレノバとかそういう本体の会社が万が一倒産した場合、倒産確率といいますか、そういうのを防ぐために合同会社という組織を立ち上げておまして、事業のほうにつきましては例えば原状回復、そういう部分につきましても事業者の収入のほうから積み立てをいたしまして、万が一の場合にも備えるというふうな体制をとっております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。よろしいですか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 今協定書を渡されたばかりだから、ちょっと全面的に見ていませんけれども、協定書がレノバとスカイ・ソーラー・ジャパン、いろいろありますが、前に山本町長が日経のインタビューに答えた中では特定目的会社から寄附を受けるということになっていますが、この協定書は株式会社レノバとかスカイ・ソーラー・ジャパンで、特定会社というのは株式会社ではないと。特定目的会社とは、新たに財産をやって、証券化できるという特別な会社だと思いますけれども、そこ

から寄附を受けるという形になると説明していますがけれども、これは実際の発電事業者だと思えますけれども、その辺の中身はどのようになっているのかお聞きしたいと思えます。言っていること、わかりますか。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） ただいまのご質問でございますけれども、めぐみ基金の協定書のレノバということで、これ軽米西ソーラーの協定書でございますけれども、去年9月30日の協定書でございますが、合同会社軽米西ソーラーが特別目的会社でございます。実際に事業を進めております事業者でございますが、その中でこの中に代表社員、株式会社レノバということになっておりますが、これ9月30日時点でございますが、その後は金融機関との融資関係が決まりまして、合同会社の代表社員のほうは現在は一般社団法人軽米西ソーラーに変更になっております。その辺につきましてはご了解いただきたいと思えます。

ちょっと事業の関係でございますけれども、これまで進めておりましたレノバにつきましてはプロジェクトの主体事業者ということで、特別目的会社、メガソーラー事業だけに特化した会社ということで、子会社でもありませんし、レノバとかそういう会社から離れて……

○12番（古舘機智男君） それはわかります。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） ということで、合同会社の組織を立ち上げております。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。質疑ありませんか。

松浦委員。

○9番（松浦満雄君） 古舘委員も危惧しているのだと思うのですが、万が一第三者に事業が譲渡された場合は、この条項を受け継ぐのだという文言が入れないのかどうなのかと。今説明したとおり、合同会社は破産しない、倒産しないというふうな話だったのですが、勉強不足なのですが、銀行とか別な企業が合同して会社を組織しているということなので大丈夫なのだということですが、銀行だって債権放棄すればなくなるわけですが、何で大丈夫だという根拠はあるのですか。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） まず、万が一でございますけれども、倒産した場合につきましては、条例の2条のほうで譲渡ということで、第三者のほうに……ちょっとお待ちください。

○9番（松浦満雄君） いや、引き継ぐ会社がこの協定書を遵守するというか、というふうな文言を守ってくれるかどうかわかりませんが、入れたほうがいいのではないかというふうに、今私はそう思ったのです。むだかもしれませんが、やらないと言われれば、そこまでかもしれませんが。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 万が一ということの場合は、合同会社と金融団のほうでローン契約、融資とか弁済になっておりますけれども、その場合につきましては不良債権ではなく、銀行団のほうで融資を回収するために会社と銀行団の関係で事業を銀行が指定する事業者には……

○9番（松浦満雄君） だから、事業を継続する第三者もこの協定書を守らなければならないと入れておいたらいいのではないですか。そうすれば、この引き継いだ第三者はこれを遵守していくという。その中で例えば銀行とか事業者が話し合いとかなって、それはできないと言われればそこまでかもしれませんが、軽米町はこういう協定書があったのだということで裁判に訴えていただくということも可能ではないかということだと。

もう一つありました。売電が20年間経過した後は、たしか契約の内容によると、その当時の売電価格に応じた価格で再度、1年ごとに見直して契約するというふうな形ですよ、電力会社のほうと。であれば、20年間経過した後は、その年度においてまた新たな協議を行うというふうなことをうたっていないければ、20年後には協定書が効力をなくすと思うので、20年間経過した後は再度協議をすとか、そういった文面も入れたほうがいいのではないかなというふうにひとつ思っていました。

それから、軽米、西山だっけか。これはスカイ・ソーラー・ジャパン株式会社の代表取締役、それから尊坊のほうは何か合同会社をつくってやったという、この違い、この辺ちょっと。これはもうできてしまったので、スカイ・ソーラー・ジャパンが直接経営すると、尊坊のほうは合同会社ができてやるから、こういうことになったのかなと思っていましたけれども、これもどういう関係なのか、あるいはあの合同会社のほうにもしかして移るのであれば変えたほうがいいのかというようなことを感じまして。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 1点目の事業継承でございますけれども、西山、それから東ソーラー、尊坊につきましては第三者に譲渡する場合、継承ということでもありますけれども、軽米西ソーラーにつきましては当時、去年の時点でございましたので、その分については協定書なり覚書のほうで協定するようというところで検討させていただきます。

それで、次のスカイ・ソーラー・ジャパンの西山、それから尊坊でございますけれども、6月20日時点はスカイ・ソーラー・ジャパンということで協定書を締結しておりましたが、これにつきましては現在は尊坊と同じように、倒産回避という意味で合同会社のほうで、事業者ということで進めております。

○委員長（大村 税君） 松浦委員。

- 9 番（松浦満雄君） では、最初の 1 点目なのですが、第三者へ事業を継承した場合、そのものは本協定書を遵守するという文書を、本当に入れられるのですか、町長。これ 1 回協議して結んで、議会で承認を得られないから入れてくれというお話にはなりますか。第三者に事業が継承された場合。
- 委員長（大村 税君） 総務課長。
- 総務課長（日山 充君） めぐみ基金の協定、一番上に書いてあるのが、古い順番になっているのですけれども、次の西山から第 2 条の関係で、甲が本件事業を第三者に譲渡する場合においては、本件基金も継承されたものとみなすという 1 項を入れております。最初るとき、平成 27 年るときだけが、まだその部分がなかったことになって、これについては会社のほうにここの部分を直すように再度お願いをしていきたいと思います。
- 9 番（松浦満雄君） わかりました。今 1 枚目だけ見ていたから、ほかは入っていますね。さっき質問した 20 年経過した後も、20 年後に東北電力の買い入れ単価が幾らになっているかわかりませんが、継続する場合はどうなるのですか。
- 委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。
- 再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 事業者によっていろいろ状況があるようなのですが、20 年後も今のところは継続したいという事業者もありますので、その部分については事業者のほうと協議しまして、継続していただけるように協議して……
- 委員長（大村 税君） 松浦委員。
- 9 番（松浦満雄君） 当然売電収入は単価が下がるというふうなことが想定されておるので、多分収入が減って、それはできませんよと言われるのではないですか。だから、20 年経過した後にはまた再度誠意を持って協議するとか、例えば先ほど山本委員が言っていましたけれども、年間の売電収入の何%かで金額が出ているのであれば、そこを明記しておけば、そのまま継続して協力していただけるのではないですか。余り面倒くさい協定書というのは考え物だと思うのですが、やっぱり大事な部分は明文化しておかないと、後で疑義が生じたやつをその都度協議し、誠意を持って解決すると言っていますが、なかなかこれは企業ですので、払えるような状況であればいいのですが、厳しくなったら 20 年で終わりですよと言われるわけですから、その部分を一緒に考えたらいかがですか。
- 委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。
- 再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 20 年後の部分につきましては、事業者のほうと協議いたしまして、協定書等を何らかの形で事業継続ということで進めさせていただきたいなど。
- 委員長（大村 税君） 松浦委員。

- 9 番（松浦満雄君） では、間違いなく 20 年経過した後のことも明文化するのですか。
- 委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。
- 再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 事業者のほうと……
- 委員長（大村 税君） 副町長、藤川敏彦君。
- 副町長（藤川敏彦君） 協定書ですので、これは 20 年間の約束でございます。20 年後につきましては、改めて社会情勢等を踏まえて検討させていただきます。まだ大分先です。
 そして、この売電は 20 年間であれば、例えば 30 億円で買っていただけるとい
 うそういうことになります。その後も 20 年たてば、それが全く今のところわから
 ない状況で、その中でどういった協定を結ぶかというのは、今のところ私たち責任
 を持って答えられる立場にはございません。
- 委員長（大村 税君） 松浦委員。
- 9 番（松浦満雄君） では、20 年後には新たな協議をいたしますという内容に、これ
 は読めるのですか。
- 委員長（大村 税君） 副町長、藤川敏彦君。
- 副町長（藤川敏彦君） 全く読めません。読む必要もないと。
- 9 番（松浦満雄君） ないと、そうですか。ないと言われれば……
- 委員長（大村 税君） ほかにありませんか。
 古舘委員。
- 12 番（古舘機智男君） 幼稚な質問なのですがけれども、期間と寄附金という関係で、
 今第 2 条の関係ですけれども、一般的に法的な責任の中で、寄附というのは本来的
 には自主的なものだと思うのです。寄附という行為を例えば履行しなかったからと
 いう形で、普通の履行できなかつたときに、違反したときに罰則とかというのはで
 きるのですか。寄附というのではなくて、抛出すとかなんかという形であればは
 っきりすると思うのですけれども、寄附というのは本来的に自主的なものと解釈す
 るのですけれども、その辺が法の、賃貸も含めありますが、契約上の履行義務とい
 う部分が寄附という形で、表現として確実に責任が課せられるかどうかというのに
 ついて確認したいと思います。
- 委員長（大村 税君） 副町長、藤川敏彦君。
- 副町長（藤川敏彦君） おっしゃるとおり寄附金ですので、本来自主的なものというふ
 うに考えております。抛出金にするというのが本来の形なのかなとは思いますが、十
 分担保するためには。ただ、なかなか抛出という言葉が果たして強制的に企業から
 出してもらえるのかとか、その辺加味して、そして協定という言葉の中で私たちは
 十分法的に、裁判にいった場合にどうなるかということ、実はその辺まで勉強して
 おりません。私はこういった協定の中でやっておりますので、十分いただけるもの

というふうに考えております。またそして、履行されなかった場合にはその企業が十分履行してもらうように足を運びますし、最悪の場合は法的な部分も検討しなければならないなどというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 政務報告の中でもあったのですけれども、寄附をしていただくという形の表現になっていて、非常に今回の場合、軽米町のメガソーラーの関係は農山漁村再エネ法によって、本来は事業者がやるべき森林開発の許可申請などを町の税金、住民の税金を使って新しい室を設けて、財政負担をして、そしてやっている事業でもあります。ですから、担保される、きちんとした土台となる、1%にするかどうかは別として、そういうきちんとしたものでないと企業のためだけの仕事になってしまう、そういう可能性が私はあると思います。一般的には売電事業の収入によって貸地代、固定資産税とか、いろんな形のやつはほんの一部ではないかと。10%ぐらいのものだと言われてはいますけれども、その中でもっときちんと農山漁村再エネ法というのは、議事録にありましたけれども、農政局なんかでも農業の振興のためのお金をどう使うか具体化しろというのがしきりに意見もでていますが、それは今回の場合は基金として積んで、そしてそれを軽米町の農業振興なりにしようというものですから、義務づけられたものに対してきちんと担保できるような協定とか、そういうのでなければ私は非常に問題があると思います。そのところをやっぱり役場、行政のほうとしても、企業が勝手に自分たちが許可をとって、住民の地権者と交渉して立地するというのであったとしても、町内全体の今山林なんかでも所有者、地権者だけでなく、その所有権というのが全体的には町全体の財産でもあるという位置づけもされています。だから、そういう形の中で、それでも企業だけが独自にやる場合は一定の仕方がない寄附という形をもらってもいいと思いますけれども、農山漁村でやる場合はやっぱりきちんとした担保できる土台となる抛出、収入を確かなものにしておかないと、私はいけないのではないかと思いますので、その点について町長も含めて答弁願います。

○委員長（大村 税君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） この基金でございますけれども、寄附ということを確認にうたっております。ただ、この協定書はめぐみ基金に対する協定書ということで、中にも寄附ということをやっておりますけれども、期間とか額も明確に表示している中で、十分これは履行してもらうべきものだし、ある一定の効力はあるというふうに感じておりますので、これは責任を持って町長を含め寄附履行するように、しっかり管理してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大村 税君） いいですか。

松浦委員。

○ 9 番（松浦満雄君） 基金に関する協定書というのは、法的にどういう拘束力というか、あるのか、ちょっと。その辺だと思うのです。第 1 条では寄附をすると、寄附ということは会社が税的に何か控除があるから寄附という、そういった名目で載っています。基金に関する協定書ではなくて、契約書とかという言葉を使えなかった理由が何かあるのではないですか、ないのですか。

○ 1 2 番（古舘機智男君） 協定でも契約でも、自主的には向こうの義務が法的にはある……

○ 9 番（松浦満雄君） あるんだったら大丈夫ですか。

○ 1 2 番（古舘機智男君） いや、寄附ということは……

○ 9 番（松浦満雄君） ああ、ここのか。寄附という部分が問題だと。

○ 1 1 番（細谷地多門君） 委員長、勝手にやりとりしないで。整理して。

○ 委員長（大村 税君） 答弁者。

〔「ちょっと休憩」と言う者あり〕

○ 委員長（大村 税君） 休憩いたします。

午前 1 1 時 0 7 分 休憩

午前 1 1 時 1 9 分 再開

○ 委員長（大村 税君） 再開します。

先ほどの松浦委員の質疑にお答え願います。

再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○ 再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 事業者からの寄附ということでございますけれども、それにつきましては国の再エネ法があるわけなのですが、再エネ法のほうで再生可能エネルギー発電設備の整備に当たって、事業者のほうの取り組みということで例がありまして、国のほうで示した例、農山漁村の健全な発展に資する取り組みというのがありまして、その中に売電収入の一部を寄附する、それからそれ以外に農林漁業関連施設の整備、そういうのが考えられるという国のほうの指針がございまして、それに基づきまして町のほうで基本計画、町の農山村活性化計画を定めているわけですが、事業者からの寄附金をいただくか、農林漁業関連施設のほうを整備するかということにしておりまして、この場合は寄附金という言葉を使わせていただきました。

○ 委員長（大村 税君） 質疑ございませんか。

山本委員。

○ 1 3 番（山本幸男君） まだ議論があると思いますが、この協定書の資料を要求したのは私でありまして、ほかの方は大変といい質問をしているので、確認の意味でお答

えをお願いしたいと思っております。

質問の第1点は、300万円、500万円の金額の算定の基礎になるのは、規則とか何かで決まっています、このような協定を結んだのかどうかというのを知りたい、これが第1点でございます。

それから、この協定書の効力の問題とかありますが、いずれこっちではない、判こがないと協定書は、本物は別にあることだべ。2点。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 基金の基礎ということでございますけれども、寄附金につきましては事業者と協議いたしまして、できるだけ高額な金額をお願いしたいわけでございますけれども、事業者と協議した結果、確定した金額でございます。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 根拠というか、何か。前には5%という話もちよこっとあったような気がしますので、5%とか、あるいはめぐみ基金の条例のほかにも何か中で検討している、基準になる規則とか何かというのでも定めているのかなと思ったりしますが、それはどうですか。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 基金のほうにつきましては、協定書以外の部分については定めておりません。あくまで事業者のほうはスポンサーの銀行団とかいろいろとあるわけでございますけれども、協議を進めた中で、大体売電収入とかそういう事業があるわけなのですけれども、経常収益の1%ぐらいということと事業者のほうから提案していただきまして、いろいろ協議の結果、大体それぐらいの、経常収益の1%ぐらいということで、基金でございますけれども、寄附金のほうをいただいております。

それから、もう一つでございますけれども、印鑑のほうは事業者とかの印鑑なものですから、あえて印鑑の部分については消しております。協定書のほうですね。

○13番（山本幸男君） 本物はあるわけだ。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） はい、あります。

○9番（松浦満雄君） 経常利益の5%と言ったか、1%だったか。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） はい、経常利益の1%ということで。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 今の山本委員の質問に関連しますけれども、それぞれの協定書で金額とかなんかがあるわけですけれども、基本的に売電、かなりの数と面積とで、それぞれ認可、認定された時期によって買い取り価格が変わってきている部分

もあると思いますが、その売電収入の額としての1%、そうすればその100倍が大体売電収入と考えてよろしいのですか。経常利益というか、簡単にはそういうふうにはいかないと思いますけれども、売電収入というのは経常売り上げというのがどのくらい、それぞれ目安になっているのか明示していただきたいと思いますが、これも。予想、まだ実績がないと思いますが、これも。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 事業者のほうでは、売電の収益の計画を出しているようでございますけれども、その部分につきましては会社の企業的な部分で公表していないようでございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 先ほどもちょっと触れましたけれども、寄附という問題について確実な担保されたものではない、しかし20年という期間、額は決まっているというか、そこまで具体的に言いませんでしたけれども、安定した寄附は受けられると想定しているという答弁と受けとめました。実際に1年2年は大丈夫だと思いますけれども、やっぱり基本的に拠出金という形で特定目的会社ときちんと再交渉の上、契約を結ぶべきではないかなと思います。

先ほどのに帰りますけれども、企業版ふるさと納税の関係でも見えているのは、みんな太陽光発電関係のやつの収入、寄附を前提にしているようです。私はこういうのに期待するよりは、きちんと安定した拠出金という確実なところに軸足を置いてやるべきではないかと。こっちには1%、そのほかにふるさと納税で何ぼの分で収入を見る、寄附をもらうという形ですのではなくて、そういう形できちんと軸足を置いた安定的なめぐみ基金というものの構築がより求められているのではないかと思いますけれども、その辺について基本的な考え方について町長から伺います。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 寄附というふうな言葉で、今少しそういった議論をされておりますが、寄附をすることができるというのではなくて、寄附をするというふうなことで明言しておりますので、私はそれは十分担保された言葉だと思っております。

それから、めぐみ基金とふるさと納税企業版、またこれは異質のものでございます。そういうことで、確実な財源を確保すべき、それはそのとおりでございます。そういうことでめぐみ基金をお願いして、それで農林業活性化に努めていくというふうなことでやってまいりたいと思っておりますし、またふるさと納税企業版に関しましてはこれから我々が寄附があってもなくてもきちんとやっていかねばならない、そういった事業の中で企業の方々が理解して、そういったことに賛同していただければ、そういう浄財をいただきながら財源の確保、安定化に努めていくという

ふうな姿勢で頑張ったいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） あとはありませんか。

松浦満雄君。

○9番（松浦満雄君） 寄附というのは、現地法人が控除を受けられるから寄附という表現なのですよね。違うの。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 先ほど申し上げましたように、再エネ法では事業者の地域貢献対策として売電収入の一部を寄附するとか、そういうのも例に挙げられているわけですが、寄附としたことによりまして法人税の控除が指定寄附、地方公共団体に対する指定寄附ということで控除があるということが挙げられます。そのとおりでございます。

○委員長（大村 税君） 松浦委員。

○9番（松浦満雄君） 私、反対ではない、賛成なのですが、これは法律の専門家から見てもらったというか、間違いはないと思うのですが、こういった内容のものが再エネ法に載っているのですか、その条文とかというのは。ないですよね。これ我々が見てもよくわからないので、間違いはないのだというふうに副町長話してくれましたけれども、法律家から見たらこれは本当に十分訴訟に耐えられるような協定書であってほしいと、こう思うのですが。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） このめぐみ基金につきましては、再エネ法ではこういう様式はございません。ただ、町とすれば事業者から寄附金をいただくわけですが、町として事業者のほう、考えられるような部分として、町の検討した様式というか、こういうのを出しまして、あとは事業者のほうでは法的な専門家、それからどうしても融資の関係がありますので、金融団のほうから協定書を確認して、問題がないということで……

〔「それはそうだ」と言う者あり〕

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 私のほうで考えられる部分について、網羅した形で協定書を作成させていただきました。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 協定書のことについては今後見守りたいと思いますが、公害防止協定とかというようなものは考えておられますか。実際、例えば小軽米の尊坊、西山、2つの面積を合わせますとかなりの面積で、大雨等になりますと、この前の8月末の大雨のときもかなりの、橋の50センチぐらいまで水がというような感じ

もあったわけでありまして、上流の山が開発されますと、さまざまな被害が予想されますが、それらについては検討もされているのかどうか。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 西山につきましては公害防止協定といいますか、町のほうでは開発協定書という形で、災害を防ぐという観点で協定書を締結しておりますし、それから自然環境の保護等に関する協定書ということで、自然環境に配慮した事業を進めていただくということで協定関係は締結しております。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎議案第7号の審査

○委員長（大村 税君） 質疑ないようでありますので、議案第7号を議題といたします。

議案第7号は、歳入と歳出を分けて質疑を受けたいと思います。先に歳入について質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 私、資料をお願いしていましたが、歳入というふうに限定しないで、歳入の項目があつて歳出があつたということで、それにおける補助金の交付要綱、1つは浄化槽設置整備事業費補助金というのが歳入の部分であつて、歳出のほうでもありましたので、その辺の関係と、もう一つ、被災農業者緊急支援事業の関係の歳入と歳出、これ県とか国等と町との財源内訳といいますか、そういうふうな部分になるのかなという気がするのですけれども、その辺のところわかりやすく教えていただければと思います。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 個別の案件でございますので、担当課長のほうから説明させていただきたいと思うのですが、基本的には浄化槽も被災農業者緊急支援につきましても、町がその該当者に補助した場合に県から2分の1なりを補助しますよという要綱になっています。ですから、町がやらないと県からも来ないという、町としてのかさ上げ補助のような形のものだと理解しております。詳しくは担当課のほうから説明してもらいます。

○委員長（大村 税君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） それでは、資料をご説明申し上げます。

資料ナンバー2、浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱ということで皆さんのお手元に差し上げております。まず、これにつきましては、目的は第1とありますけれども、概要としましては生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、循環型社会形成推進交付金を県のほうで受けて、この要綱は県の要綱でございます。

県のほうで受けて、浄化槽設置整備事業を行う場合に要する経費として、補助金として軽米町がいただいております。

それが、議案第7号の補正予算書の8ページにございます衛生費県補助金ということで、県からの浄化槽設置整備事業費補助金を16万7,000円減額をするものでございます。

そして、今目的をお知らせしましたのですが、2番の定義につきましては、軽米町で該当するのが(5)の循環型社会形成推進交付金、これに基づいて国のほうから県、そして県から浄化槽補助金としてうちのほうに来てございます。

補助額に関しましては、第3に書いてあるのですが、3分の1以内の相当する額の補助金とするというふうなことでございます。

そうしまして、関連する部分ですが、資料ナンバー6、これが軽米町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱ということで、一般会計補正予算書歳出の15ページをごらんください。15ページの4款1項5目環境衛生費、浄化槽設置整備事業費補助金として117万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、当初20基を予定しておりましたのですが、3基申し込みがございまして、それで3基分の補助金ということでお願いするものでございます。

この資料ナンバー6につきましては、目的につきましては先ほどの県補助金の要綱と同じような、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止でございます。そうしまして、第2の用語の定義はごらんとおりでございます。補助金の交付、第3、第4、これが3分の1補助ということでございます。補助金の交付決定、そして実績報告、交付額の交付決定、請求という流れとなっております。

そして、別表に第4関係でございますが、補助金額が定額補助でございまして、5人槽で35万2,000円、そして6人槽から7人槽で44万1,000円、8人槽から10人槽で58万8,000円の補助金というふうになってございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 説明いただきましたけれども、1つは県のほうの支出金が16万7,000円を減額にして、ということはその分もらえないのだよということだと思っておりますけれども、減額にして町の補助金を117万2,000円、まず予算化するのだよと、だから普通であれば町で予算化するからには県からもこの分来るから、県から例えば3分の1来たら、その残り3分の2は一般財源でやるよというふうな理解をするのですけれども、この金額がちょっと違うなと思って、どういう関係なのかなというのが1つです。

もう一つ、何か課長は町のほうの補助金が3分の1以内という言い方をしながら、最後定額補助だよという言い方もされておりますけれども、その辺がちょっとどうな

のかなと。

あともう一つ、20基準備していたのだけれども、今3基やるから3基分の補正だよということは、この20基はもう満杯になってということなのか。

〔「そうです」と言う者あり〕

○2番（中村正志君） そのこのところの分がちょっと足りなかったのかなと思っていましたけれども、ではその前の2つのことを。

○委員長（大村 税君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） 一般会計補正予算書8ページの支出金の16万7,000円の減額ですということなのですが、岩手県の浄化槽関係の総額の補助金が、その大枠の補助金、それに対しまして当初要求をしておいたのが、県の補助金の総枠が少なくなりまして、そして軽米に割り当てられた補助金が16万7,000円減となって、県の補助金の総額が少なくなった分、それに伴って当初220万5,000円という額を交付申請しておりましたのですが、16万7,000円減の203万8,000円、その分の交付決定の額になりまして、その分歳入の分については減となります。ということで、減とするものでございます。

あと、15ページの歳出の部分の環境衛生費117万2,000円ですが、当初20基要求しておいたのですが、補助金の絡むといいますか、その20基分は既にもう全部消化しまして、そしてあと7人槽2基、それから10人槽1基の3基分、これにつきましては浄化槽の補助金で計算しますと147万円になるのですが。ところが、実際に浄化槽補助金の歳出予算が29万8,000円、現在のところあったものですから、147万円から予算残がある分を見越して、その差額の117万2,000円を、20基を超えた分の3基分に関しては町単独での補助を今回お願いしたものでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○2番（中村正志君） はい、わかりました。確認ですけれども、県のほうも県全体の予算の枠があって、各市町村に割り当てる交付金の額というのが決められているから、それ以上の事業をやりたいといったときには町が持ち出しをしていかなければならないのだというふうなことのようには私は理解しましたがけれども、軽米町の場合、下水道普及の区域というのは町中心部だけに限られていて、軽米町全体からすれば合併浄化槽等の普及がこれから大きな課題にはなるのかなという気がするのですけれども、ことし20基用意していたのがもう普及されて、足りなくて今3基だということ、これからもっともっと普及していく必要性は感じるのですけれども、その辺のところ、ではもっともっと多くなればなるほど町の負担がふえていくというふうなことで理解してよろしいのでしょうかね。県全体でまだこういう県北部は下水道の普及がされていないから、もっと本当は県北部にもそういうふうな予算を割り当

てるべきでないかとかという方針があればあれですけれども、その辺の状況はどのように捉えていますか。

○委員長（大村 税君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） 今年度は、今3基分単独でお願いしたいということでお願いしたのですが、昨年度の実績を見ますと20基になっています。いずれ20基前後で推移しているのが今の状況でございます。それで、交付申請するときどれくらい、どこでもって数字を押さえて申請するか、業者からも情報等仕入れながら、お聞きしながら、30基でいいのか、15基でいいのか、その辺のところを見きわめながら、精度を高めて情報をつかみながら県のほうに当初でもって予算要求していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

○2番（中村正志君） さっきの農業……

○委員長（大村 税君） 先ほどの中村委員からの質疑、産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 中村委員からのご質問ですけれども、先に資料説明のほうなのですけれども、資料ナンバーが3、歳入の部分では県支出金になっておりますが、被災農業者緊急支援事業費補助金、それから歳出のほうなのです、農林水産業費の軽米町被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金ということになります。

概要について簡単にご説明申し上げますけれども、台風10号による主にハウスの部分になりますけれども、ハウスの部分の被災農家の方の国の補助があるということで、国による説明が10月14日にございました。うちのほうではそれを受けまして、10月26日にお知らせ版及びかるまいテレビのほうで町民の方々に周知しております。11月4日には町の事業説明会を農村環境改善センターのほうで行っております。また、要望受け付けにつきましては、国の申請期間がすごく短かったものですから、一応お知らせはしたのですけれども、11月7日から11月11日までに取りまとめ、それから14日から21日までで作成で、半月のうちに作成して、22日に提出しました。うちのほうでもたばこの生産者、たばこ耕作組合を通じ、それからホップ生産者は県北ホップ農業協同組合を通じて、実際に巡回して被災があるのかどうか、審査が厳しいものですから、そこで現地を確認しております。

概要ですけれども、調査した結果、今の補正のほうにお願いするのは、たばこ農家3件でございます。ハウスの再建、それと修繕がございます。3件合わせまして、合計で187万2,761円になってはいますが、負担割合ですけれども、国のほうが30分の9、県のほうが30分の7、町が30分の7、農家、自己負担が30分の7になっております。

歳入のほうは、15款2項4目1節の県補助金としまして99万5,000円、それから歳出のほうは6款1項3目19節として143万5,000円を今回お願いしております。概要についてはそういうことになります。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（大村 税君） ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 歳入について質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

なお、ちょっと早いですけれども、休憩をして、午後1時よりこの場で再開したいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

午前11時53分 休憩

—————
午後 零時59分 再開

○委員長（大村 税君） それでは、午前に引き続き再開いたします。

歳出に入ります。歳出の審議は款ごとに行います。

初めに、1款議会費。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 議会費の質疑は、本来委員会でやるかどうかというのはちょっとあれなのですが、この前の冒頭の諮問案の関係について、人権擁護の諮問案で全会一致で決まった、意見のですけれども、その方からお礼の文書もらったのです。決めてもらってありがとうございましたと。生真面目なのか。でも人事案件とか諮問案でも、そういう議会で決めたことに対してどうもありがとうとかというのが慣例になればふさわしいことではないかと。中には反対するときもありますし、そういうような形で議員が当選したときのお礼というのは公職選挙法違反になるわけで、やっぱり人事案件の諮問ないしは選挙等々の形の中で、そういうのを慣例にしないという形にすることが必要ではないかなと思っておりますので。これは黙ってればそのまま慣例になる可能性が出て……

〔何事か言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） いや、今議会費のほうで……

〔「ああ、そうか」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） だから、議長がここにいないのですけれども、やっぱり議会費の中の形かなと思っていましたので。急な質問ですが、ちょっとふさわしくないという形だと思うのですけれども、その辺は誰か知識がある人がありましたら、

当局の見解を。

〔何事か言う者あり〕

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） では、休憩します。

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

2款総務費、質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 予算書だけ見ればちょっとわからないのですが、議会運営委員会のときに局長が説明したときに、文書広報費の印刷製本費は子育てガイドブックの印刷製本費だというふうなことを聞いたので、それで質問させていただきすけれども、子育てガイドブックであればなぜ文書広報費なのかなというのがちょっと疑問なので、もしかして行政改革の何だかやったときに町民ハンドブックみたいなをつくるというふうな話があったのだけれども、それにかわるものなのかなと思ったり感じたりしていたので、ちょっとその辺のところなぜなのかなということをお聞きしたいと。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 子育てガイドブック、総務費の歳出について資料要求いただいていたのですけれども、口頭の説明でもいいということでございましたので、口頭で説明させていただきます。今回つくろうと思っているのは、子育てに係る町の施策についてやはりまとめる必要があるだろうということで、なぜ総務課で予算要求しているかといいますと、関係課が町民生活課、健康福祉課、総務課、それから教育委員会と多課にわたりますので、総務課が窓口になって内容をまとめ、統一的な形でガイドブックを作成したいと思って、今回要求させていただいています。保育料とか医療費の関係、それから学校給食費のこの関係もございすし、総務課でありますと高校生に対する補助の関係とかいろいろありますことから、そういうふうな形で総務課のほうで予算要求をさせていただいたということでございす。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○2番（中村正志君） それは非常にいいことだと思います。我々も昨年視察に島根県邑南町のほうに行ってきて、子育て支援とか定住関係とかというのがただ単なる単一

の課ではなく、各課いろんな課にまたがっている状況があるので、軽米町もその辺を一つの企画なり、一つの大きな枠の中で各課を連絡とりやすいようにしたほうがいいのではないかなというふうな提案等もそれぞれの議会のときにも話がされてきたわけですけれども、その方向に進むと期待してよろしいのでしょうか。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） いずれ多課にわたるものに関しましては、総務課もちょっと人的に厳しいものはあるのですけれども、どうしてもほかの課にというわけにもいかないと思いますので、基本総務課が窓口になる、あるいはメインになる例えば担当課のほうがこっちのほうにという場合は、そちらが窓口になるということもあるかと思うのですけれども、基本的には総務課が窓口にと考えております。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 前向きなお話だなと思って聞いておりましたけれども、いずれ9月議会の監査委員の意見の中にも課の再編成等もぜひ必要だというふうな意見書もあったと思いましたが、我々もそういうふうな部分含めて、そういう多課にまたがる、せつかくやっていることを町内にもPRし、町民の方々にももっともっとPRできるというふうになれば、そういうふうなのが一元化というか、まとまったような状況になれば非常にみんなにいろんな場面の中で説明できると思いますので、ぜひそういうふうな方向で進めていただくことを期待しながら、課の再編成として人的配置も3月に向けてやっていただければいいかなと思いますので、ぜひそういうふうにお願ひしたいということで、意見として。

○委員長（大村 税君） 答弁よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい、いいです。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） バイオマス発電の関係で、9月からスタートしたようでございますが、公害防止協定の資料を出してもらいましたが、この部分についてのちょっと説明をお願ひしたいと思います。この協定を結ぶに当たってどこかの町の協定を参考にしたのか、あるいは主として関心をもって協定を結んだ事項があれば、その説明をお願ひ申し上げたいと。

当初説明の中に1日40台ぐらいの処理の鶏ふんが搬入されるという説明もございましたが、今の段階は余り目立って、そういうものが来ているようにも見えないのですが、今の段階はどの程度ですか。その後の状況がわかれば説明。

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午後 1時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

中村委員。

○2番（中村正志君） 私資料ナンバー5、この予算書見れば言葉がないのですけれども、これも議会運営委員会の際に説明あった地域おこし協力隊というふうな関係の予算がありますよということを知ったので、ではそれに関する内容をちょっと教えてほしいということで、ナンバー5を提出されていますけれども、これについて少し説明いただければ。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 地域おこし協力隊につきましては、以前から軽米町でも導入してはどうかというお話をいただいていたし、二戸市なんかは結構多人数の地域おこし協力隊を活用しております。今回軽米町におきましても平成29年度から地域おこし協力隊員を採用したいなということで、今回その採用に係る費用の部分を予算要求させていただいています。

地域おこし協力隊は、首都圏等に住んでいる若者がこちらの軽米町に来て地域おこし活動をした場合に、かかる経費について、人件費であるとか住居費、諸手当等について特別交付税で措置される、ほぼ100%国のお金でやれるという事業でございます。独自の措置をやれば町の負担も出てまいりますけれども、通常は特別交付税の中の経費で賄えるというものでございます。

今回、来年度2名の地域おこし協力隊員をお願いしたいなと思っておりまして、その事業説明会に行くときの旅費と、それからあと首都圏の方を採用するものですから、こちらに来て面接というわけにはいかないようです。他市町村の事例を見ても東京等に出向いて、応募があった方の面接をするというのが一般的でございます。ですから、普通旅費と費用弁償、それから会議室の借上料、それからPR用の消耗品等を今回予算要求させていただきます。それで、来年度の当初予算のほうで、今度は採用に係る人件費であるとかそういうふうな予算については計上させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 新聞等でも各市町村で採用したとかなんとかというのがちらほらと出ているなというふうなのを感じておりましたけれども、そういうふうなのをやるということだと思っておりますけれども、では実際に首都圏の人たちをどのような形で軽米町に目を向けさせようとしているのか。何か非常に、インターネットなのか、PR用というふうに消耗品はありますけれども、いかにして、何かそういう機関があるのかどうか。そうではなく、ただとにかく何もなくて、軽米町はこうや

るのですというふうにして、どこからどういう形で募集というか、手を挙げる人たちが出てくるかという、そういうようなものの想定があるのかどうか、ちょっと。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 町のホームページにも載せますけれども、地域おこし協力隊員を募集するためのサイトがございます。こちらは無料で登録することができるのですけれども、そちらに載せて応募を待つという形もありますし、東京で地域おこし協力隊員を募集するための説明会というのもあります。そちらに出向いて説明するというのも想定して、予算要求はさせていただいております。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○2番（中村正志君） この方を採用した場合に、採用期間というのは限定されるのか。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 地域おこし協力隊員としてお願いする期間とすれば、最長3年間でございます。3年間のうちに軽米に住んでもいいというか、ここで、軽米町で起業したいという方が出た場合には、できるだけそのような方向に誘導するようにしていければいいなと思っております。

○2番（中村正志君） はい、いいです。

○委員長（大村 税君） あと質疑ありませんか。
古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 文書広報費に入ると思うのですけれども、ネットのサイトのことがありましたけれども、前もでしたが、軽米町の条例の例規が、やっぱり議会審議のために必要だと思って、日曜日とかに開いてみようと思っていたら出ない、今もつながっていません。特にも議会中には条例がどうなっているのだというのが見られないという、これは今回に限ったことではなくて、毎回のよう例規、条例が見られない状況が前にもあったのですけれども、これは非常に重大なことではないかな。そういうことに対して、管理しているような報告もないというのもまたおかしい状況ではないかと思うのですが、現在のネット上での、今加除していませんから、例規見ることができないのです、新しい条例を。その辺についてどのように把握して、例規、条例が見られるのはいつになるのか。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） たびたび、多分サーバーのほうのエラーでそういうふうなことになっていると思います。大変申しわけございません。私たちが職務上で見ているシステムとネット上のシステムがちょっと別々の系列で見ているものですから、大変申しわけなく思っております。もし、前回もそうございましたので、もう一回抜本的に、サーバーのほうに原因があるのかどうかも確認しながら直していきたいと思っております。

あと、加除されていないというのは……

- 1 2 番（古舘機智男君）　そこで見るとは、前は例規集があって、加除されて……
- 総務課長（日山 充君）　そのとおりでございます。今はもう紙ベースは加除していませんので。
- 1 2 番（古舘機智男君）　それはもちろん。せっかく加除したって、見れなければ。
- 総務課長（日山 充君）　申しわけありません。いずれ原因のほうを突きとめて、そういう状況がないようにいたします。
- 1 2 番（古舘機智男君）　今何か調べに行ったと思うけれども、その状況をまた報告していただきたいと思います。
- 委員長（大村 税君）　中村委員。
- 2 番（中村正志君）　今のに。私もそのこと、自分だけのパソコンの原因なのかなと思ったりしていたので言いませんでしたけれども、ちよくちよく、せっぱ詰まったときに、もう時間がないというときに例規集を調べようとすると、何か出てこないというのが結構あったのです。だから、私だけではないなと思ったので、ちょっとその辺のところ調べてもらえればいいかなと思うのですが。
- 委員長（大村 税君）　総務課長、日山充君。
- 総務課長（日山 充君）　いずれ確認しまして、改善するようにしたいと思います。
- 委員長（大村 税君）　支所出張所費、総務費の2項企画費、質疑ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君）　ないようですので、3項徴税費、ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君）　戸籍住民基本台帳費、ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君）　選挙費、質疑ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君）　6項統計調査費、ありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君）　それでは、3款民生費に入ります。
- 1 2 番（古舘機智男君）　進行上についてですけれども、本会議場では一般会計の関係で余り細かくやらなかったもので、総務費まで終わったのですけれども、進行上、民生費からは一定の担当課から説明をしてから質疑していただければありがたい。
- 委員長（大村 税君）　はい、わかりました。
では、款ごとに説明を受けて、質疑を承るというふうな進め方でよろしいですね。
〔「はい」と言う者あり〕
- 総務課長（日山 充君）　民生費に限らず、総務費もそうなのですが、給与と職員手当

に關しましては今回の人勸に基づく改正でございます。それから、共済費につきましては大体精算額のめどがつかしましたので、今回補正させていただいているものでございます。以下、民生費からずっとそこの部分については同じでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（大村 税君） それでは、社会福祉総務費、質疑ありませんか。

〔「いや、質疑でなくて説明」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 済みません。議案説明を求めます。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 民生費の社会福祉費、13ページの社会福祉総務費の28節になります。繰出金になります。国民健康保険特別会計繰出金ということで、一般会計からの法定繰入分の保険基盤安定負担金と、財政安定化支援事業費繰入金
が国保会計のほうの繰入金が確定したことに伴い、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

以上となります。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 13ページは民生費、社会福祉費の老人福祉費、19節の負担金、補助156万1,000円、二戸地区広域行政事務組合の負担金、介護保険の対策費でございます。これは、二戸地区広域行政事務組合の介護保険特別会計補正予算（第1号）の成立に伴いましての金額の変更により、補正計上するものでございます。中身を見ますと、介護給付費の関係で127万3,000円、これ軽米町の負担分ですが、事務費関係、マイナンバー関係経費、あと給与改定に伴う経費ということで28万3,000円の増、地域事業関係が5,000円増で、合わせて156万1,000円の負担金の増でございます。

次の28節繰出金につきましては、介護保険特別会計の分で繰り出しでございまして、給与改定に伴う人件費分としての22万円を増額するものでございます。

続きまして14ページ、臨時福祉給付金支給事業費、これにつきましては消費税を5%から8%に引き上げる影響を緩和するため、所得の低い方に対しまして軽減税率を導入するなど精力的な対応をするまでの間、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給するものでございまして、基準日はことし、平成28年1月1日でございます、3月から受け付けをしていく予定ということで補正計上させていただきます。

なお、中身につきましては職員手当等で37万5,000円、職員の時間外手当、消耗品費は封筒等15万円、通信運搬費は封筒切手代等48万5,000円、それからシステムの使用料といたしましての14節185万2,000円、大体6カ月、7カ月ぐらいを見ております。そして、負担金、補助及び交付金、19節でござい

ますが、1人当たり1万5,000円で、今の時点で推計いたしまして2,450人の方に支給するというので3,675万円の補正計上ということになります。

なお、歳入のほうではこの給付金の補助金、歳入のほうにちょっと戻っていただきますと8ページなのですが、国庫補助金のところでございまして、臨時福祉給付金の経済対策分ということでの事業費の補助金、これが負担金の分、1万5,000円の分で3,675万円、あと事務費は職員手当から使用料まで合わせまして286万2,000円、歳入歳出同額の予算要求となっております。よろしくお願ひします。

○委員長（大村 税君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 確認したいのですけれども、国民健康保険の特別会計、拠出金の関係についてお伺いしたいと思います。今の説明によれば、法定の拠出金の分が確定のために減らず、法定外でなく法定の部分ですよ、基盤安定とか。その辺のちょっと、どっちなのか。私は、法定外のものであるかどうかというのをまず確認したいと思います。

○委員長（大村 税君） ちょっと休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時27分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 古館委員の質問にお答えします。

国民健康保険の補正予算の概要のほうの資料を……

○12番（古館機智男君） では、それは特別会計のほうで審議したいと思いますから。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○12番（古館機智男君） ええ、いいです。では、もう一つ。

○委員長（大村 税君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 臨時福祉給付金の関係でお聞きしたいと思いますけれども、これは来年1月1日から3月までというのは、1万5,000円、2,450人が対象者ということだったのですけれども、この前のというか、別な27年、28年度の1人3,000円というのがありますよね。その関係で、対象者と支給を受けた人の実績について把握している分をお知らせください。

もう一つは、給付されるときの身分証明というかな、手続上のいろんなのがあると思うのですけれども、その手続で確認しなければならないことについて、ちょっと住民の方から電話があったのがありますけれども、どういうふうな身分証明というか、そういう手続があるのか教えてください。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） まず最初の実績でございますが、臨時福祉給付金もこの補正までいくと5回目になります。それで、ご質問ございました平成28年度の臨時福祉給付金、1人3,000円ということ、今時点で対象者の見込み数が2,446名程度とみております。これも9月から12月16日、きょう12月12日ですので、そろそろ受け付けが終わるような格好で、対象者等が申し込みをしなければお願いしながらということをやっております。

あと、そのほかに1人3万円というのもございまして、これはもう終わったような格好で。

もう一つ、28年度の年金生活者等の支援臨時福祉給付金で1人3万円という、これも9月1日から今月16日まで受け付けておりまして、こちらは、対象者の見込み数で121人ということをやっております。

それから、身分証明の件なのですが、いずれにつきましても町県民税等が均等割も含めまして課税されていないという方で、あと被扶養者の方であれば扶養している方が町県民税が課税になっているかなという問い合わせはあったというのを聞いておりますけれども、そういった資格の関係だと思っております。

○12番（古舘機智男君） いや、手続するための、自分の証明するための何か、本人確認も含めたのはあると思うのですけれども、そのことです。

○健康福祉課長（於本一則君） ちょっとお待ちください。

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時32分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 本人であるかということで、写真付きの証明書ということで、運転免許証とか、あと保険証等であれば2つ提示していただいて、本人確認をしているということです。

○12番（古舘機智男君） それだけで。

○健康福祉課長（於本一則君） はい。

○12番（古舘機智男君） わかりました。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

○12番（古舘機智男君） さっきの、対象者でなくて実績をと。期限がもう終わりそうになっているわけですが、漏れがないようにという感じでの。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課長、於本一則君。

○健康福祉課長（於本一則君） 政務報告でも述べておりますが、まず期限が迫ってきておりますので、対象の方にはということで放送等をお願いしていたのですけれども。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑なければ、4款衛生費、1項保健衛生費……
〔「説明を」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 説明をお願いします。

○地域整備課長（新井田一徳君） 地域整備課でございます。それでは、4款1項5目環境衛生費、先ほど資料説明でも若干ご説明申し上げましたのですが、浄化槽設置整備事業費補助金117万2,000円の増額をお願いするものでございます。
以上でございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

山本委員からも質疑ありましたので、この項目、町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 公害防止協定の関係、資料ナンバー8の説明ということでございます。

株式会社十文字チキンカンパニーとの鶏ふん発電に係る公害防止協定を結んでいるところでございます。公害防止協定は、公害防止の一つの手段として、地方公共団体または住民等との間で締結される協定であります。鶏ふんバイオマス発電事業者との公害防止協定に当たっては、町が締結している、今まで約200件ほどありますけれども、締結している従来のブロイラー農場等との公害防止協定を参考に、協定を結ぶに当たって環境審議会を開きましたけれども、平成25年12月に九州のほうに現地視察をした際に検討された項目である大気汚染防止対策や騒音、振動対策、鶏ふん燃料の品質確保対策等の条項を追加し、作成したものでございます。これが協定書の中身になります。

あと、稼働状況などについては再生可能エネルギー推進室長のほうから。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） バイオマス発電所の稼働状況でございますけれども、十文字チキンカンパニーの発電所につきましては11月4日から稼働しているわけでございますけれども、燃料としての鶏ふん搬入予定、1日400トンということで、10トントラック40台程度という予定でございましたけれども、現在はフル稼働しているわけなのですが、燃料としての鶏ふんのほうがカロリーが高かったということで、発電をするに当たって1日350トンほど搬入しております、10トントラック35台分程度ということで、トラックで搬入して稼働して

おります。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 再生可能エネルギー推進室長にお聞きしたいのですけれども、バイオマス発電とめぐみ基金の関係で、同じ再エネ活性化計画の基本計画の一覧に載っているわけですが、めぐみ基金の関係は、太陽光の場合はワンストップでいろんな県の申請等々があるから拠出、寄附をもらうことになっているのか。バイオマス発電も基本計画の中に入っていると私は認識していますが、その関係で地域貢献とかそういう形でのものが今の状況ではない形なのですか、それはどういう理由なのかお答えいただきたいと。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 再エネ事業者からの農林業の健全な発展に資する取り組みということでご協力をいただいているわけですが、町の基本計画のほうでは売電収入の一部の取り扱い等ということで、1つは発電事業のメガソーラーとか風力で、その場合売電収入がありまして、その一部を寄附金として町のほうにお願いしているわけですが、もう一つ、事業者のほうには収入の一部を利用した農林業の生産施設の整備等ということで、雇用の場の確保のための施設整備をお願いしております。十文字チキンカンパニーの場合につきましては農林業の生産施設の整備ということで、鶏舎等のそういう施設のほうをお願いしております。売電収入の一部ということになれば、十文字チキンカンパニーの場合、収支がとんとんでございますので、売電収入というところが簡単に言うに出てきませんので、雇用の場の確保ということをお願いしております。

○委員長（大村 税君） いいですか。

○12番（古舘機智男君） 説明、わかりました。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑なければ、4款衛生費の質疑を終わります。

6款農林水産業費に入ります。提案理由を求めます。

再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） それでは、予算書の15ページからごらんいただきたいと思っております。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、ページのほうめくっていただきまして16ページになりますが、25節積立金、軽米町自然のめぐみ基金元本積み立てということでございますが、基金条例の関係でございますけれども、売電事業者からの寄附金を農林業の健全な発展、それから地域及び地域活性化対策に資す

る指定寄附金としていただいておりますので、基金の元本として積み立てをしようとするものでございます。

なお、協定書のほうは、これ軽米西山でございますけれども、年額15万円をお願いしているわけなのですが、8月からの稼働ということで年度途中になりますので、日割り計算により、本年8月から来年3月分までの寄附金として9万5,342円になりますが、端数のほうを切り上げまして9万6,000円を計上させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） 今説明ありましたけれども、8月から稼働したということで、売電したから、まず中途から9万6,000円の部分ですね。そうすれば、午前中に協定書の部分では各会社によって年間の額が違ってきましたけれども、これはそうすれば売電したときから、その金額が町のほうに寄附されると理解していいでしょうか。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 協定書のほうは年額でございますけれども、それぞれの事業において売電開始し、収入のほうが発生したときからということで、ご質問のとおりでございます。

○委員長（大村 税君） 茶屋委員。

○7番（茶屋 隆君） これ尊坊地区ですか。こちらも協定書出ておりますけれども、尊坊は前にプロイラーの計画しているところでしたっけか、そうですね。ということは、事業がそれだけ進んでいるということと理解していいですか。

〔「尊坊でない、西山」と言う者あり〕

○7番（茶屋 隆君） 尊坊、米田のほうでしょう。別なほうは小軽米の西山……

〔「西山は稼働している」と言う者あり〕

○7番（茶屋 隆君） 稼働しているから9万6,000円で、尊坊のほうはまだでないですか。把握していないけれども、ということはそういうふうに進んでいる、例えば高家とかその辺はまだ進んでいないから、協定書もまだなわけですがけれども、そうすればもう尊坊のほうは進んでいるということと理解していいですよ。

○委員長（大村 税君） 再生可能エネルギー推進室長、平俊彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（平 俊彦君） 西山のほうは小軽米で稼働しておりますけれども、尊坊のほうは今県と林地開発の事前の協議に入っております、その関係で今もう尊坊のほうについては事業者といろいろ協議とか、それを進めているということでございます。ということで、協定書のほうは締結しております。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 農業振興費、説明をお願いします。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 午前中もご説明申し上げましたけれども、軽米町被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金としまして143万5,000円を計上しております。被災農家は3件で、たばこハウスの方々でございます。支出分としまして、国、県、町の分、合わせまして143万5,000円の計上となっております。以上です。

〔何事か言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 済みません、関連がありますので、6款2項の林業費、7款1項の商工費、それとちょっと飛ぶのですけれども、8款の3項の河川費のダム管理費までは給与改定による分でございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 以上、説明が終わりました。質疑ありませんか。6款農林水産業費……

○12番（古舘機智男君） 林業費の関連でお聞きしたいと思います。メガソーラーの関係にも関連しますけれども、直接関係がないというかな。よく把握していませんけれども、メガソーラーによる伐採もあるかもしれないけれども、今地域で、先ほどのバイオマスも木質バイオマスの関係なのかもわかりませんが、よくあちこちで木が切られているなど。メガソーラーに関係ないところだなど思いながらも、相当切られているように私は目立って感じています。軽米町の森林整備計画というのがありますが、その後メガソーラーの関係なんかもあって森林整備計画そのものを見直すという、前に答弁がありましたが、1つはさっき言ったように、全体の山の、軽米町の森林の状況が急激に変化しているのではないかなと、一体どういうふうな形で実態を捉えているかというのが1つです。

もう一つは、軽米町の森林整備計画は大きい面積でのメガソーラーの関係もあるので、見直していかなければならないというのを前に答弁いただいていますけれども、そういう森林整備計画についてどのような町の計画を持って、どういう整備計画が、タイムスケジュールということで進められているのか、2つ答弁いただきたいと思います。

○委員長（大村 税君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 済みません、時間もらっていいですか。

○委員長（大村 税君） 休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時49分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 例規システム、インターネットでなかなか見られないことがあるということ、実は私も今改めて確認させていただいたのですが、例規システムを格納しているサーバーがちょっと古くなってしまって、しょっちゅうエラーを起こすそうです。ですから、今対応策としてホームページに入っているサーバーのほうにシステム自体を移してしまえば、そのところは解消されるという話でございますので、なるべく早くその作業は進めてまいりたいと思っております。大変ご迷惑をおかけしております。

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 2時00分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 古館委員の質問にお答えします。

メガソーラーの計画区域等で林地開発許可を受けている場所については、伐採も含めて承諾をいただいているそうです。今年度、町のほうの受け付けですけれども、今のところ50件程度です。平年的には大体100件から150件の伐採届の状況になっています。

2番目ですけれども、森林整備計画なのですが、いずれも県の指導をいただきながら、今後は状況を見ながら平成31年度に見直しをする予定となっております。

以上です。

○委員長（大村 税君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 私は、メガソーラーに関連する伐採という意味ではなくて、全体的に伐採する場所が多い。私の何か主観というか情報が、狭い範囲なのかもしれませんが、全体的に木質バイオマスとの関係とかなんかで軽米町の森林がメガソーラー以外の形でも相当切られているような気がするのですけれども、そういうことは把握していないか。平年並みの林地開発というか、伐採というか、そういう形になっているのか、把握していたらお聞きしたいということだったので、もちろんメガソーラーの場合は許可を受けて、違法ではないものを行っているのはわかりますけれども。

○委員長（大村 税君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 大変申しわけないですが、全体的に私もまだ把握はしていませんけれども、各業者による伐採届につきましては、業者あるいは所有者の方とも法律をわかっていただいて、業者を通して伐採届を出していますし、伐採届を出さないで大きく切るといのは、今のところないのではないかなとは思っていましたけれども。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 当然許可を受けてやっていることは間違いないと思いますけれども、伐期が集中してしまうと森林のサイクルというか、変わってくるのではないかなと。そういう意味でも森林の保全という形で、全体的に捉えていくということが必要ではないかなと思うのですが、違法な伐採という指摘ではありませんので、そのことでした。

そういう意味では、私も近視眼的に見ている部分があるかもしれませんので、森林の専門的な役割も果たしてきた副町長から全体的な感想というか、把握、感想をお聞きしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 藤川副町長。

○副町長（藤川敏彦君） 森林の管理といいますか、その辺の立場からなのですが、国で全国森林計画がございます。簡単におさらいですけれども、そしてそこに5年ごとに15年を1期として立てる計画がありまして、さらに県が5年ごとに、10年を1期とする計画、微調整しながら5年に1回。岩手県で5つの森林計画がありまして、そしてここは馬淵川上流区域になっております。そして、それに基づきまして平成26年に10年間の計画を当町では立てております。ただ、5年に1回見直しをするということで、先ほど申し上げましたように31年に計画を見直すというふうなことになっています。

市町村整備計画というのがございます。その中に図面がございまして、ゾーニングというのは以前はなかったのですけれども、ここ10年来、それぞれの規模に応じた森林管理をしていこうというふうなことで、ざっくり言えば水源を涵養する、そしてできるだけ伐採の時期を長くすると、あと切る面積もできるだけ少なくする。少なくするといっても、町ごとの管理というよりも計画ごとに、例えば馬淵川全域で県のほうからことしは何ヘクタールの木を切っていいですよと、それは制限林、水源林とかそういうのに関してでございますけれども、そういったのがございます。それに基づいて、その中におさまるかどうかという管理は市町村がやるという形になりますので、申請すると県のほうでも管理審査含めやってもいいですよというのは来るはずでございます。

大ざっぱに言いますと、こういった図面がございまして、色ごとに分けて……

○12番（古舘機智男君） 前に私もらったことあります。

○副町長（藤川敏彦君） ああ、そうですか。ただ、やはりいろんな開発されますと、この図面と離れたところも当然出てくると思います。そういったことを先ほど課長言ったように、31年にもう一回見直して、その辺のゾーニングを変更するというふうな形になると思います。

ただ、そしてそれが多過ぎるかどうかという判断でございしますが、これはずっと永遠につきまとう話なのかなと思います。多いといいましても、以前協議会の中で、検討会の中で森林面積の10%を上限とするというふうなことが決められております。これは、やっぱりそれ以上ということは当然あってはならない数字なのかなと、森林管理上。そういった中での出てきた数字なのかというふうに考えております。

ただ、面積とかなんとかというよりも、いかにしっかりした管理できるような開発をさせるのかというのが、ここまで来ましたらば、林地開発の審査もそうですけれども、通った後もしっかりフォローしていかなければならないのかなというふうに思います。ある今回の林地開発の認定に当たっても、水量計をつけなさいと、それは降水量をモニターできるようなシステムをつけなさいというのも条件にされているところもございします。大きなところは当然これからもそれに倣ってやっていく必要がありますし、私たちもそれぞれの……やっぱり一番は雨の問題が心配ですので、雨とどういった相関関係が河川のほうに影響あるのかということも随時調べていく必要があるのかなというふうに思っています。

私も県のほうから過去五、六年分ですか、その水量と降水量と、あと川のデータをCDでもらってきて、再生可能エネルギー推進室のほうで共有しておりますけれども、そういったのを使いながら、できるだけ災害のないような開発、これにしていきたいというふうに思います。これが多いかどうかというのは、ちょっと私も正直な話、山の人間としましても結構大きいとは思いますが、いかに適切な開発して、適切な管理をしていくかというのがこれからの課題なのかなというふうに思っております。

以上でございします。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

○12番（古舘機智男君） ちょっとあれですけども、わかりました。

○委員長（大村 税君） なければ、6款農林水産業費の質疑を終わります。

7款商工費に入ります。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 関連して質問したいと思います。資料のナンバー10、11について説明を願いたいと思います。

○委員長（大村 税君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 私のほうからは、冬灯り事業の内容と協力団体はというご質問でしたので、お手元の資料ナンバー10ですけれども、かるまい冬灯り&HIGHキューフトロケーションにつきましては実行委員会を立ち上げまして、委員会において皆さんで協議して、それぞれの設置作業の手分け、大会運営の手分け等を行っています。まだ後片づけがありますので、ちょっと今雪が降って大変かなと思っていました。

9月26日は第1回の実行委員会を立ち上げました。10月20日には具体的な内容について話し合っています。11月29日には作業分担の打ち合わせということでやっております。

所属団体ですが、番号の1から番号の36、37は岩手大学人文社会科学部の学生なのですけれども、その方も入れまして当委員会を立ち上げしてやっております。参加団体については以上のような感じになっております。

以上です。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

松浦委員。

○9番（松浦満雄君） 関連して。せっかく防災センター、イルミネーションがきれいなのですが、聞くところによると26日で電気を消して撤去するのかな。何か電気料が相当にかかるというふうな話でしたけれども、継続する場合は安く済むということなので、せめて正月の松の内だけでも点灯したらいかがですか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 実は多くの町民の方々からその意見は伺っていました。担当の方とお話ししたのですけれども、正月明けにこのごろ、ここ3年から5年ぐらいは雪が降っていると。イルミネーションですから、あれ自体が例えば10メートルとか20メートルとか30メートルの間隔がありまして、それらをつなげてやっているそうです。それを木の上からつるしたりしているのですが、それには高所作業車も必要ですし、1本1本取っていかなければだめです。もし雪がいっぱい降って、取れなくなってしまうと固まってしまうので、できれば雪が降る前にといいながらも雪は降っていましたが、片づけしたいなということの担当者の意見でしたので、大幅にそれを譲歩しまして、では防災センターからもらえる電気の範囲内で、小ぢんまりとしてやったらどうかなということまではちょっと話していますけれども、はっきりとはまだ決まっておりませんが、内容的には作業にすごくかかります。2週間程度かかります、人が出て。一つ一つ全部手でほぐさなければだめだし、組み合わせも大変ですので、手間がかかります。もしよければ、皆さんも来年作業のほうにも手伝っていただければ実態がわかると思いますので。つくる

のは大変だったのですけれども、まず片づけるのもそんなにはかからないとは思うのですけれども、次年度の事を見て早目にやっておかないと。何せ電化製品ですので、氷等がやって破裂する可能性もございますから、できるだけ早く撤去はしたいという話だったのですが、今松浦委員がおっしゃったように、正月に帰郷してライトアップしてあるのを見せたいという声もあるのだけれどもよという話をしたら、それはわかるにはわかるのですが、電気製品でもあるし、雪が降って壊れてしまえば大変なことになるので、できるだけ早めに片づけたいということで、電気のほうは25日で打ち切りになったということで聞いていましたので、もし続けるのであれば、やれる範囲内で少しでもやればいいのかなどは思ったりもしております。まだ決まっておりませんが、そのような状況です。

以上です。

〔「休憩」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時15分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 資料要求した山本委員が聞かないので、さっきの協力団体をずらっと37団体という、同じ名称がいっぱい出てきますから、これは所属団体ということで、この下に……よく意味がわからないのですけれども。

○委員長（大村 税君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 同じ名前でダブっている方もありますけれども、1つだけの団体ですと1名という可能性がありますので、1つの団体から2人、3人出てきた場合、同じ名称があります。ここに実は右側に名前もついています。名前がついて、所属団体でやる作業等も書いていました、本当は。ただ、個人名がありますので、団体名ということになっていきますけれども、そのまま見てもらったほうがいいなと思って、会議資料そのままですけれども、切って張っております。ですから、同じ町内会で3名とか、それから観光ガイド協会の方から3名とかで、実際に割り振りしないと動けませんので、申しわけないのですが、こういうようなダブったことになっています。あと、これ以外にも役場職員で新人の方々にはこのほかにも手伝えていただいていたいました。

以上です。

○委員長（大村 税君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、質疑を終わります。

8 款土木費に入ります。提案説明を求めます。

〔「資料の 1 1 ……」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 済みません、資料の 1 1、かるまい交流駅（仮称）建設検討委員会名簿等々についての説明願います。

○産業振興課長（高田和己君） それでは、資料ナンバー 1 1 ですけども、かるまい交流駅建設検討委員会の委員名簿、会議録ということで、1 1—1 においてはかるまい交流駅の建設検討委員会の委員名簿をナンバー 1 からナンバー 1 4 まで載せております。ナンバー 1 1—2 ですけども、かるまい交流駅の委員会の内容ということで、第 1 回かるまい交流駅（仮称）建設検討委員会の会議録を載せております。1 0 月 5 日の 6 時半から役場の 2 階会議室で、出席委員はこのとおりでございます。事務局もこのとおりでございます。委嘱状の交付を終わりました、建設検討委員会を始めております。

なお、委員の意見につきましては個人名ではなくて委員という名称で載せておりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、商工費の質疑を終わります。

8 款土木費に入ります。提案説明を求めます。

○地域整備課長（新井田一徳君） 地域整備課でございます。よろしくお願ひします。

それでは、地域整備課に関する部分、1 8 ページをごらんください。8 款 4 項 1 目、下水道事業特別会計繰出金ということで 6 0 6 万 5, 0 0 0 円の減額をお願ひするものでございます。

それから、その次の 8 款 5 項 1 目住宅管理費でございますが、失礼しました、これは給料に伴った補正でございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） では、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、土木費の質疑を終わります。

9 款消防費に入ります。消防費、提案説明を求めます。

○総務課長（日山 充君） 9 款 1 項 1 目の常備消防費でございますが、二戸地区広域行政事務組合の負担金が事業精査の結果、不足するということで、今回要求するものでございます。内容は、主に人件費に係る部分でございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 本署のデジタル化になって、中央指令みたいな感じで合理化される、効率化が図られていて、分署の体制がちょっと削減されたということも聞いております。そういう中で、現状での分署の体制について、救急や消防活動とかなんかという形でいろんな支障が出ていないかどうかというのを把握してあったら教えてほしいというのと、ちょっと忘れましたが、常備消防の中で分署員が少なくなってきて、分署手当を……なくなって、別な形というか、臨時的ではないのだけれども、正職員ではない人も配置できるような改正というか、動きが新聞報道であったのですけれども、ちょっと資料持ってきていないのですけれども、そういう形の情報というのは聞いているかどうか。これは広域のほうの関係になると思いますけれども、サービスとか防災という意味では分署の役割が結構大きな問題だと思うので、その辺の分署の体制の状況について把握している分を報告していただきたいと思います。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 先日、広域管内の消防担当課長会議がありまして、その中で人員はどちらかというと不足ぎみに感じるという説明はあったのですけれども、今の定員の中でこれ以上は条例改正しないとふやせないということで、支障がないかという話につきまして、やはり救急業務の中で同じ時間帯に集中することが非常に多いそうです。現在対応しているのは、二戸消防署の車が出て、いないときは軽米、九戸村から応援に行くというふうな体制をとって、今のところはまず重大な支障というところまではいっていないということで、その課題解決のためにも、二戸市が救急業務が多いそうなのですが、二戸の消防署のほうに救急車2台体制にできないものかというのは今向こうのほうでは考えているようでございます。

あと、消防団員ではない人が……

○12番（古舘機智男君） 消防団員でない、分署員。

○総務課長（日山 充君） 分署員ではない人がという話は、私ちょっと聞いていないです。

○12番（古舘機智男君） わかりました。後で資料を持っていきます。いいです。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 先ほどの向川原地区の防災センターとかのイルミネーションではありませんが、実は屯所にイルミネーションが非常に青く、明るくていいなと思って、見るには見えています。場所4の2、上円子地区の屯所。道路沿いで、真っすぐな部分で、軽米だけでなく九戸村のほうからもこっちのほうに向かってくる

のは非常に見られるのではないかなと思って、感心していましたが、そのことはきれいでいいのですが、電源とかというのはちゃんとなされていますか。どこから電源とっているのだから、ちょっと不思議なのですが、その辺の管理等をお伺いしたいと思います。それが1点。

それから、その4の2の屯所ばかりしゃべるわけではありませんが、前から気がついていました、私。いつも屯所が真っ暗いのです。だから、あるいは本当はつける規則というか、規定があるのかどうかわかりませんが、私たちは団員の当時は、必ず屯所に電気は手元が見える程度、有事の際に発動の妨げにならない電気はつけておくものだというようなことを先輩方から代々教えられてきた感があるのですが、節約で大変協力的な部分から真っ暗にしているのか、それはわかりませんが、数ある屯所の中であそこだけかな、私は通ってみて真っ暗い屯所というのは。中が暗いです。だから、その辺がどうなっているのかなというのを機会があれば聞いてみたいかなと思っています。その2点、よろしくお願いします。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 4の2の屯所の電源につきましては、細谷地委員からどうなっているのかということをお前ご質問受けましたので、調べましたけれども、あそこは上円子地区の行政区の方のうちから電源を引っ張っているそうです。いずれ電気料に関しましては、集落の行政区の中での経費を使って電気料として充てているということを確認しております。

それから、屯所の電気の関係でございますが、現在つけっ放しにしているかどうかの確認はちょっと私しておりませんので、そこら辺確認して、確かに真っ暗いと非常時の場合、対応におくれが出たりもすることもありますし、けがのおそれもありますので、1度確認して、最小限の電気はつけておくように、指導するように担当のほうに話をしたいと思います。

以上でございます。

○11番（細谷地多門君） わかりました。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、消防費の質疑を終わります。

10款教育費に入ります。提案理由を求めます。

○教育次長（佐々木 久君） 教育費でございます。19ページにつきましては、給与改定によるものでございます。総務費、中学校費、幼稚園費です。

次、20ページ、社会教育費の総務費につきましては給与改定によるものでございます。

それから、10款6項保健体育費でございますが、需用費の修繕料96万6,0

00円ですけれども、実はB & Gの海洋センターの外灯が11月の頭のあの強風のときに傾きまして、老朽化によると思われるのですが、1本傾いて、もう1本あるのですが、そちらのほうの根元を見たらやっぱり弱くなっていましたので、2本とも修繕したいと思います。通学路で今暗い状態ですので、予算をいただきまして早急に修繕したいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 修繕料の関係ですけれども、私もB & G関係の修繕というふうなことを聞いたので、なぜ今なのかなと思っていましたけれども、確かにあの辺、防犯の関係もあるのかなというふうな感じを受けましたけれども、私も体育館のほうにちょくちょく行ったりしているのですけれども、体育館から下がっていくと本町、荒町に抜ける道路までは左側に外灯がきれいにいっぱいあるようですけれども、プールから小学校までのあの道路を今改修しているようでしたけれども、あそこの通りには多分外灯がなかったのではないかなと。それのかわりだといえればそれまでですが、もう少しもっと補強したという形で、B & Gのプールの外灯だということではなく、通学路としての外灯の整備のほうを中心としてやるべきではないかなというふうに思っています。今はもう4時過ぎれば真っ暗くなってきますので、4時過ぎ、5時ごろ帰る子供たちもかなり多いのではないかなと。そういう点では、今の機会にB & Gの外灯ということよりは、通学路の外灯の整備のほうをもう少し重点的な考え方の中でやったほうがどうなのかなというふうに私は思ったのですけれども、その辺のところはいかがでしょう。

○委員長（大村 税君） 教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木 久君） おっしゃるとおりだとは思いますが。今2本修繕するのですけれども、この外灯は本当の道路の際のところには2本立っていますので、それである程度明るくなるのかなとは思っていました。いずれ今回の予算ではその2本を早目に立てて、子供たちの安全を図りたいと思っています。その後につきましては、もう少し検討させていただきたいと思っています。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○2番（中村正志君） そのことについては、子供たちの通学路の安全確保ということをもう少し重点的に考えて、対応していただければと思います。

大変恐縮ですけれども、関連した中でお伺いしたいのですけれども、B & Gプールといえばあそこの敷地の借上料といいますか、借地料が高いというのは30年前から言われていまして、今軽米町にB & Gのプールだけではなく、あちこちに借地があるかと思うのですけれども、私の記憶では10年ぐらい前に全体的な中で借地

の見直しというふうなのもちょっとやったときがあったなと思ったりしているのですけれども、その後その辺の借地料の見直しというのを余り役場内部で全体的な観点で協議していないような気がするのですけれども、ことしは元屋町の不動産鑑定もやったというふうなことで、町中心部の不動産の大体の土地の査定というか、そういうふうなのがある程度されたのではないかと思いますけれども、そういうふうなのに鑑みながら、B & Gのプール、ゲートボール場のみならず、役場の施設の中で借地として借りているようなところの金額の見直しといたしますか、その辺のところを考える計画、考えはないでしょうか、総務課長。いきなりであれですけれども、そういう土地の……以前よりは土地も何だか安くなっているような話も聞いたりしておりますけれども、その辺のところの社会情勢に合わせた形で対応していく必要があるのかなというふうにちょっと思ったものですから。

○委員長（大村 税君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 借地の関係につきましては、その時々々の借地契約を結んで、額を決めてお支払いしているようです。それで、その中に例えば評価額が高くなったりしたときについては上げますよとかという契約が中にあれば、そのときの金額に、例えば固定資産税が上がったからその分上乘せになりますよとかという改定はしてきています。ただ、確認していないのですが、そこだけの改定の契約がB & Gにはなかったのかなと思っています。B & Gの部分もそうですし、老人福祉センターのところの借地料も私結構高いなと思って見ていましたが、いずれそろそろ更新しなければならぬ時期に来ておりますので、その辺借地でないほうが今はいいのかなというふうに思いますので、できるだけ公共施設を整備する場合は取得するというふうな形をとらせていただければと思っております。いずれ見直しの分については、可能な部分については見直ししてまいりたいというふうに思います。

○2番（中村正志君） いいです。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） これは、この前の議会運営委員会の際に、全員協議会でやるべきことのものを委員会の中でという話があって、教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の関係について、報告ですから議決事項ではないのですけれども、委員会の中で説明していただくということになっておりましたので、この評価報告の関係を……

○教育次長（佐々木 久君） 委員長が全て終わってから、最後にやろうということでしたので、最後にと感じていたのですけれども、今……

○12番（古館機智男君） ああ、そうですか。閉めた後に。わかりました。

○委員長（大村 税君） それでよろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい。

○委員長（大村 税君） では、ただいまの古舘委員からの教育委員会の評価の部分については、議案が終わった後に説明受けるということで行きたいと思います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑がなければ、10款教育費の質疑を終わります。

これで歳出の質疑が終わりましたが、ここで議案第7号全体の中で聞き逃した部分などがありましたら、再度質問を受け付けたいと思います。議案第7号全体についての質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、第7号の質疑を終わります。

お諮りしますが、今2時35分ぐらいでございますけれども、おおむね3時をめぐるといことですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

◎議案第8号の審査

○委員長（大村 税君） それでは、議案第8号を議題といたします。

提案説明を求めます。

町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 議案第8号について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第8号は、平成28年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,175万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,221万9,000円とするものでございます。詳しい内容につきましては、本会議等で説明したとおりになります。

あと、先ほど歳入の関係の11款の繰入金について、一般会計のほうでご質問がありましたけれども、法定外繰り入れは今回の補正ではございません。法定繰り入れの分のみの減額でございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、第8号の質疑を終わります。

◎議案第9号の審査

○委員長（大村 税君） 続いて、議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、中野武美君。

- 町民生活課長（中野武美君） 議案第9号は、平成28年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,939万3,000円とするものでございます。

以上でございます。

- 委員長（大村 税君） 説明が終わりました。議案第9号の質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 委員長（大村 税君） なければ、議案第9号の質疑を終わります。

◎議案第10号の審査

- 委員長（大村 税君） 議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康ふれあいセンター所長、川原木純二君。

- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,854万3,000円とするものです。内容については、本会議場で説明したとおりでございます。

以上でございます。

- 委員長（大村 税君） 議案の説明が終わりました。質疑ありませんか。

中村委員。

- 2番（中村正志君） 議案の内容については特に問題ないのですが、説明資料でちょっと違和感を感じたので、特別会計みんな説明資料をつけていただいていますけれども、介護保険だけが補正後の額と補正前の額という言葉で、ほかは補正前の額があって補正見込額ということで、それで今補正するのはこういう金額だよというふうになっている。介護保険だけ体裁が違うのですよね。何か意味があってだか。今までもそうだったのかちょっとわからなかったのですけれども、ちょっと見づらいなと思ったのです。

- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） 特に意味はございません。以前からこういう形になっておりましたので。

- 2番（中村正志君） ほかの特別会計と統一したほうがいいのではないかと思います。

- 健康ふれあいセンター所長（川原木純二君） はい、今後そういたしたいと思います。

- 委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、議案第10号の質疑を終わります。

◎議案第11号の審査

○委員長（大村 税君） 議案第11号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） それでは、議案第11号の平成28年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）ということで、A4判の資料、皆さんお手元にされたと思いますので、これでもってご説明申し上げます。

〔「本会議でしゃべったの、同じことしゃべらなくてもいい……」と言う者あり〕

○地域整備課長（新井田一徳君） いや、同じことではないです。せっかく資料等……

それでは、歳入の部分なのですが、補正前の額、補正見込額と、2列になっておりますが、今回お願いする部分、繰入金、補正前の額が8,524万4,000円に対しまして、補正見込額が606万5,000円の減としようとするものでございます。これは一般会計からの繰入金でございます。合計額で7,917万9,000円。

そうしまして、次の繰越金、補正前の額1,000円、補正見込額が425万6,000円、前年度繰越金ということで425万7,000円となっております。

あと、諸収入、補正前の額1,000円、補正見込額が120万9,000円、合計で121万円。消費税及び地方消費税の還付金でございます。

そうしまして、合計額で補正前の額が1億6,830万円に対しまして、補正見込額が60万円の減、そして合計が1億6,770万円の合計となっております。

あと、歳出の部分でございますが、1総務費、補正前の額が526万7,000円、補正見込額が60万円の減、466万7,000円の計となっております。ここに人件費等一般管理費とございますが、人件費と一般会計の中の消費税及び地方消費税ということでございます。大きな枠からいきますと、一般管理費ということになります。

あとは変わらずでございまして、最終的に合計、歳出額が1億6,830万円、補正見込額が60万円の減、そうしますと合計で1億6,770万円の合計となるものでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑がなければ、議案第11号の質疑を終わります。

教育委員会の評価報告書に対して、教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木 久君） それでは、1 ページをお開きいただきます。はじめのところなのですが、毎年同じ文言になります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。11月に3回の評議員会を開きまして、ご意見いただいております。括弧書きの欄は、その条文になります。その下は、以下記載の6名が教育委員として平成27年度在籍しております。

2番の教育委員会議の開催状況ですが、毎月の定例会12回と臨時会1回の計13回開催されております。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。教育委員会議の審議状況でございますが、各種委員の委嘱、教科書の採択ほか17件を審議しております。

4番、教育委員会議以外の活動ですが、平成27年度から総合教育会議が開催されております、年2回。あと、議会関係が6回。主な会議、研修会等への出席ですが、会議とか研修会等へ22回出席しております。学校訪問の実施でございますが、1から6のように以下の日程で学校を訪問しております。

5番の点検・評価の様式でございますが、後ろのほうに青い表紙の主要事業の概要が記載されておりますので、詳しくはごらんいただきたいと思います。

3ページ目を開いていただきたいと思います。（1）ですが、教育振興基本計画が6つに大きく分類されておりますので、そのことについて点検、評価をいただきました。

（2）、主要事業に対する意見でございますが、①、生涯学習の推進についてです。生涯学習推進本部を設置し、計画的な生涯学習推進体制の整備と、カレンダーの作成等により情報提供を図っているというところなんです。今後も生涯学習フェスティバル等、住民が自主的に参加する環境づくりと推進体制の整備に努めていただきたいと思いますという意見をいただいております。

②、学校教育の充実についてですが、4段目からですけれども、学校統合により地域コミュニティーの中核であった学校が遠く離れていることから、各種情報の発信、開かれた学校の運営に努めてまいりたいと思っております。軽米中学校でことしホームページを立ち上げたのですけれども、いずれ町民の皆さんから見える学校運営をしてもらいたいということでした。あと、学力向上につきましては、中学校の夏、冬の学習会、あと学力向上支援員の配置、タブレット等ICT機器の活用など、多様な施策を評価いただいております。あと、毎年学力調査を行うのですけれども、分析して学力向上が確実に推進されることを期待するということでした。高校につきましては、再編対象にはならなかったのですけれども、いずれ存続に向けて支援を続けてもらいたいという意見でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。いじめにつきましては、平成27年度21件報告されております。教育相談の実施、あとはカウンセラーの配置等、手厚くお願いしたいとの意見となっております。

③、魅力ある社会教育についてでございます。生涯にわたる年代に応じた学習を展開しているということと、あと事業の実施につきましては住民ニーズに合った多彩な事業展開を期待すると。寿大学ですが、例えば学校の文化祭等を訪問して世代間の交流をすとか、そういうこともよいという意見をいただいております。共食事業につきましては、地域の住民を巻き込んだ地域づくり活動として広がりを見せており、充実を望むと。図書館につきましては、図書館ひろば、おはなしの会などいろんな行事をやっておりますけれども、中心部から離れた地域に移動して実施するなど、活動に期待したいと。

④、生涯スポーツにつきましては、各種大会の参加者が減少していることにちょっと不安を感じているということの意見がございます。ニーズに合わせた運営をして、参加者の拡大を図ってまいりたいと。あと、チャレンジデーにつきましては朝のラジオ体操を取り入れたのですけれども、勤め人の方々とかいますので、そのような活動を中心部だけでなく行ってもらいたいというご意見がございました。

あとは、⑤ですが、多様で個性ある文化につきましては、町民文化祭の作品展示とか生涯学習フェスティバルの開催、あと次のページ、朗読会の開催など、自主的な参加型の事業が展開されていると。文化財の発掘調査につきましては、いろんな事業がふえておりますので、堅実な事業実施を望むというご意見がございました。郷土芸能の継承活動につきましては、祭りの参加団体が少なくなったりしておりますので、郷土芸能保存会の活動支援、あとは後継者の確保、発表会の実施など積極的な事業展開を期待するということです。あと、昨年町制施行60周年記念でしたので、事業として東京多摩交響楽団の演奏会を行いました。観覧者200人ほど集まりまして、町民の方々から聞いていただいております。いずれ今後につきましてもそういう機会をつくって、芸術文化の振興を図ってもらいたいということなんです。

⑥、教育振興運動につきましては、平成27年度から全県の共通課題として情報メディアとの上手な付き合い方ということで取り組みをスタートさせております。ことしもやったのですが、小中学校が一斉にノーメディア週間ということをやっておりますが、そのようなことを積極的に実施して、家庭と学校と一体となってほしいということでございます。あとは、今後も家庭、地域、学校が一体となって、情報メディアの正しい接し方、ルールづくり等を推進していくことが大切であるということで締めていただいております。

私からは以上でございます。

○委員長（大村 税君） 以上、説明が終わりました。何か意見というか、ございますか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 事業内容については特にはないのですが、昨年ちょっとお話しさせていただきましたけれども、これは27年度の事業の報告でございますので、はっきり言って古い事案であるということで、私なぜ昨年お話ししたかといえ、9月に決算議会としてやられていると、決算議会のときに前年度の事業等を検証する内容であるということ踏まえれば、そのとき主要施策の説明書というふうなものも各課等の成果と課題が作成されているということをお勘案すれば、ちょっと手を加えれば、あとタイムスケジュールを3カ月前倒しして作成に取り組んでいただければ、9月議会のときにこれを報告書として提出していただければ、決算とあわせて、より細かい成果と課題とか書いてありますので、非常に中身のある議論がなされるのかなというふうに感じましたので、今これだけぼつんと出されても今さらというふうなところもあるので、その辺のところの事業の進め方なのだと思うのですが、タイムスケジュールをちょっと前倒ししながら進めていただくよう希望して、来年はぜひ9月議会に提出できるようにお願いしたいというふうなこと、意見として申し上げておきたいと思っております。

○委員長（大村 税君） 教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木 久君） 昨年からそのご意見をいただいております。そういうふうであればよかったです。ことしは国体がありまして、これをつくるには後ろの資料、結構膨大な資料をつくらなくてはいけなくて、申しわけありませんが、ことしは今回の提案とさせていただきます。来年につきましては、9月に間に合うように頑張りたいと思っております。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○委員長（大村 税君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 質問したいと思います。いじめ問題については、27年度が21件で、全て解決済みということになっているのですが、教育委員会議の審議状況の中では（1）から（4）、2ページに書いてありますけれども、解決という形は学校内での対応で解決したものだと思うのですが、やっぱり共通の土台にもつために、教育委員会議の中ではいじめ問題について審議されたことはないのか。特定の学校内のことだけでなく、そういう立場で教育委員会の中でも審議されるべきものではないかなと思っておりますが、その点がどうなったのかというのが1つ聞きたいと思っております。

それから、5ページの文化財発掘調査保護についての関係で、開発の事業量がふえていることから文化財の遺失を防ぐために堅実な事業実施を望むとありますが、堅実な事業実施というのは、例えばどういう意味をなしているのかよくわかりませ

んけれども、堅実というのはどうなのかというのが2つ目。

それから、評価の問題で、Aは十分達成、Bがおおむね達成ということになって、それぞれあって、ほとんどAで、次はBということなのですが、もちろんそういう形だと思うのですけれども、もう少し、ほとんど問題なしということでもいいのかなという感じをしないわけでも。もっと切り込んだ形で、やや不十分だったということを含め問題提起がないとそれ自体が現状のままでいいのだという形になってしまふのではないかなという、そういう気持ちもあるのだけれども、それは委員の皆さんの評価の関係があるのだらうと思いますが、教育問題というのは結構問題が全体として山積しているのではないかなと。だから、評価の問題についてもほかの自治体との交流で、この評価の問題が結構交流もされているかもしれないけれども、そういう意味でほとんど90%Aで、Bがちょびつとということになっていることに対して、それぞれの市町村での評価の問題の交流等で、このままでいいのかなという、ちょっとした感想ですけれども、それに対して何か考えがありましたらお聞きしたいと思っております。

○委員長（大村 税君） 教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木 久君） 済みません、1点目が……

○12番（古館機智男君） 1点目は、いじめ問題について教育委員会議の中で。

○教育次長（佐々木 久君） いじめ問題につきましては、教育委員会の議案にはないのですけれども、報告としてこちらからお知らせしたり、ご意見をいただいたりというところがございます。発生しましたら、その都度委員の皆さんにはお知らせしております。協議というか、ほとんどが軽微ないじめですので、解決したという形での報告が上がってございますが、そういう状態でございます。

あと、文化財につきましては、事業、例えば道路を通すとか、太陽光の調整池を掘るとかという場合には、当然そこに文化財があるかもしれないということで、文化財が遺失しないように確実に調査をして、文化財がありましたらしっかりと記録保存するというところで、堅実という言葉を使わせていただいております。

3点目のA、B評価ですが、確かにA評価が多くて、我ながらちょっとあれだと思っておりますが、いずれもう少し詳しくといいますか、問題点を掘り起こすように来年は取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 議決事項でないからいいのですが、過激なというか、重大ないじめ問題というのは後を絶たないという状況もほかの地域であって、軽米の場合、軽微なところだったから報告で大体済んでいるということなのですから、一般的に言えばどこで起きてもおかしくないというのが一般認識として必要だというこ

とが言われています。そういう意味では、小さい問題を解決済みということではなくて、その根っこのところには本当にどうなのかというの、やっぱり教育委員会議の中でもいじめ問題はきちんと意見として、重要なテーマとして審議したほうがいいのではないかという意見です。

それから、文化財保護の関係というのは、ちょっと遺失がとえば、歴史的に大事なものをなくする関係もあって、堅実というのはその人の姿勢の問題になってしまいますけれども、職場として本当に十分なのかという分析も含めた文化財保護の問題で、多くなっている事業をどうやっていくかということを抑える必要があるのではないかなと思いますけれども、これも感想ですので、申し上げておきたいと思います。何か教育長のほうでありましたら。

○委員長（大村 税君） 教育次長、佐々木久君。

○教育次長（佐々木 久君） 文化財の保護の関係ですけれども、今学芸員が1人だけで、仕事がすごく忙しい状態になっております。今年度の職員採用で学芸員の募集をしていただいておりますので、来年は2人体制になる予定ですので、その辺を踏まえながら堅実に進めてまいりたいと思っております。

○委員長（大村 税君） 教育長、菅波俊美君。

○教育長（菅波俊美君） いじめにつきましてご意見いただきまして、ありがとうございました。今学校でいろんな指導をしておりますが、いじめにかかわっては本当に重点的に指導している一つでございます。ということもございまして、どんな小さいいじめであっても隠すとか表に出さない、できるだけ件数を少なくすると、そういったマイナス思考ではなくて、本当に小さいうちから指導をちゃんとやっていきたいと思いますという考えで今進めていただいております。

ということで、毎月校長会議やるのですが、その際にも全部出していただきました。という形で、オープンで早目に、早期に指導していくということで、その姿勢は当然教育委員会議の中でも同じでございます。ですから、時間かかる分もあつたりしますが、全て解決してもらっておりますが、そういった経緯等についても委員にわかっていただいていることをやっております。といいますのは、周りからいろんなうわさでということもあれば、またそういったことも私たちは考えていかなければならない、その子にとってマイナスになるような状況にはしたくないというふうに思っておりますので、学校でも教育委員会でも力を合わせて、子供たちが本当に困っている状況というものを絶対なくしたいという気持ちでやっております。

ということで、担当の会議あるいは校長会議含めて、相当の回数、いじめについては話題にして取り上げているところでございますので、よろしく願います。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎総括質疑

○委員長（大村 税君） それでは、お諮りしますが……

〔「まとめるべ」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） それでは、本特別委員会に付託されました議案 11 件の質疑が終わりました。

これまで審議した議案 11 件について、総括的な質疑を行います。質疑漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑がないと認め、質疑を終了します。

これからまとめに入りますので、当局の退席をお願いいたします。ご苦労さまでございました。

〔当局退席〕

◎議案第 1 号から議案第 11 号の討論、採決

○委員長（大村 税君） それでは、まとめに入ります。

討論される方、ありますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 古館委員。

○12 番（古館機智男君） 第 6 号議案のめぐみ基金の設置条例の関係について反対します。理由としては、農山漁村再エネ法に基づいた今度の事業について、再エネ法では軽米町の農林業に対する貢献というか、支援というのが一番骨格になればならない問題で、その根幹にあるのが軽米町に対する恩恵のめぐみ基金の部分だと思います。それが答弁にはありましたけれども、例えばほかの委員からの額の算出根拠についても明確なお話がありませんでしたし、さらに寄附という形でそれを拠出してもらい、寄附という形だと。副町長の答弁の中でも、本当に相手の営利を追求することに、企業の都合によってそれが実施されない可能性がある。やっぱり拠出金というような形とか、確実に入ってくるような基金の制度をつくっていかなければ、根幹のところ崩れてしまう可能性がある。そういう意味で、私はめぐみ基金条例の設置については賛成しかねる、きちんと担保をとれた制度にすべきだと思っておりますので、そのことについて反対いたします。

○9 番（松浦満雄君） 質問。9 万 5,000 円はいいですか。

○12 番（古館機智男君） それはあちこち、その根幹がめぐみ基金だという形で、補

正予算のところは……

〔「目をつぶると」と言う者あり〕

○12番（古舘機智男君） 目をつぶりたいと思います。一緒にあわせて反対してもいいと、反対しろというのだったら……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（大村 税君） それでは、議案第1号 軽米町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から議案第11号 平成28年度軽米町下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、採決に入りたいと思います。

反対のあるのは第6号議案でございます。なので、2回に分けて行いたいと思います。

それでは、第6号議案、反対の方は起立願います。

〔反対者起立〕

○委員長（大村 税君） それでは、第6号議案のとき……

〔「委員長、ちょっと休憩してください」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時11分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

それでは、第2号議案から6号を除き、原案どおり可決……

〔「1号から」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ああ、1号から。第1号から第11号までの間、第6号を除き、原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（大村 税君） 多数でございます。

〔「全会一致だ。賛成多数でねえよ」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 全会一致。

よって、議案第1号から第6号を除き議案第11号まで、全会一致で可決されました。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 第6号も一部反対がありましたが、可と決しました。

委員長報告で特記することがありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

- 委員長（大村 税君）では、会議を閉じます。
これをもって特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時13分）